

## 平成 23 年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

### 個表 1

政策部	1
総務部	2 1
防災危機管理部	3 8
生活・文化部	4 8
健康福祉部	6 7
環境森林部	1 0 2

### 個表 2

農水商工部	1 2 5
県土整備部	2 0 4
出納局	2 3 5
企業庁	2 4 0
病院事業庁	2 5 2
議会事務局	2 6 4

### 個表 3

監査委員事務局	2 6 8
人事委員会事務局	2 6 9
教育委員会	2 7 0
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	3 1 3
警察本部	3 1 4

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査進捗率は平成 22 年度末 8.21%で、全国平均 49%よりも著しく低く、また実施中の市町数は、23 年度までに県内全市町が着手したものの休止市町が 6 市町あるため、23 年 7 月現在で 23 市町となっている。調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減などが期待できるほか、東海・東南海・南海地震が懸念される県内においては、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが大規模災害への備えとして必要であることから、地籍の整備が喫緊の課題となっている。
- 引き続き、休止市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行う他、公共事業における調査の活用や、民間開発等既存の測量・調査成果を活用して地籍調査の促進を図りたい。
- (政策企画分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

- (1) 休止市町の市町長や副市町長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。
- (2) 新たに、市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、市町が地籍調査着手前に行う計画・調査業務「地籍調査スタートアップ事業」を実施しました。
- (3) 新たに、民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映する「地籍整備推進調査」を実施しました。
- (4) 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査を活用し、市町の負担軽減に努めました。
- (5) 市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用事業」を実施しました。
- (6) 県庁内に、政策部・県土整備部・農水商工部・環境森林部で構成する「三重県地籍調査推進会議」を新たに設置するとともに、公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。
- (7) 県と市町等で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町等・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。

2 取組の成果

- (1) 1 組合と事業実施に向け、具体的に調整しており、平成 24 年度から、実施団体（市町等）は 24 【23 市町+1 組合】となる見込みです。
- (2) 地籍調査スタートアップ事業については、5 市町が活用しました。
- (3) 地籍整備推進調査については、1 市が活用しました。
- (4) 国土交通省直轄事業の境界基本調査については、8 市町が活用しました。
- (5) 8 市町が、「地籍調査促進緊急雇用事業」を活用して 14 人を雇用しました。
- (6) 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。
- (7) 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図られました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 地籍調査の休止市町に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。
- (2) 地籍調査を推進するため、引き続き、事業を活用し、市町へ支援を行っていきます。
- (3) 地籍調査の進捗を向上させるため、都市部・山村部における国直轄事業の境界基本調査の活用や民間開発・公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるように、国・県関係部局及び市町等と連携していきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)</p> <p>(2) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。</p> <p>今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部電力(株)と総合調整部会、設備部会、用地部会において、課題ごとの協議を進めました。</p> <p>(2) 水力発電事業の民間譲渡に伴う地元市町、関係団体との協議を進めました。</p> <p>(3) 県庁関係部局においては、課題ごとに協働し、譲渡連絡会議、宮川流域振興調整会議等で検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成23年3月31日に「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書」を締結後、譲渡・譲受に関する基本的事項の整理を進め、内容について合意できたことから、平成23年8月2日に「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結しました。</p> <p>(2) 企業庁において、老朽化設備の前倒し補修や中部電力(株)への借地・占用物件の引継などを進めています。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 基本合意に基づき、譲渡に向けて計画的に対応するとともに、地域貢献や設備改修等については、引き続き関係部局と連携して譲渡先や関係機関と協議を進めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (J R名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保)</p> <p>(3) 平成21年10月8日の台風18号によりJ R名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、J R東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。</p> <p>今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 環境森林部が取り組む治山事業については、10月に現場の調査・測量・設計を完了した後、J R東海、津市とともに工事に関しての打合せを行いました。</p> <p>一部治山工事に着手するとともに、治山工事を行う上で必要な土地使用承諾事務を進めています。なお、津市は、県の設計をもとに、水路整備工事の測量・設計を実施しています。</p> <p>(2) 名松線の旅客乗車人数確保のためには、まず、沿線住民の方々に利用していただくことが最も重要であることから、沿線住民の方々の積極的な利用について津市を通じてお願いしているところです。</p> <p>津市の美杉地域は、都市近郊の癒し空間である「森林セラピー基地」として認定されており、会議等の機会をとらえ、こうした名松線の状況や美杉地域のPRを行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県が担当している治山事業については、一部工事に着手したところです。工事を行う上で必要な土地使用承諾事務が少し遅れ気味ですが、全体計画の中で影響がないよう進めています。</p> <p>(2) 津市等と名松線の全線運行再開後の旅客乗車人数確保策の検討について調整を行っています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 1日でも早い鉄道による全線運行再開ができるように、津市やJ R東海と連携し、事業を進めていきます。</p> <p>(2) 名松線の全線運行再開後の旅客乗車人数確保に向け、名松線活用策等について、地元津市を中心に観光部局等も交えて検討していきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(緊急雇用・経済対策)

(4) 県では、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額 438 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、雇用情勢についても、持ち直しの動きがあるものの、やはり依然として厳しい状況の中にある。

このため、今後も県内経済及び雇用の実態に注視し、的確に状況を把握しながら、総合的な雇用・経済対策を実施されたい。

(政策企画分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 県では、東日本大震災で大きく落ち込んだ県内の雇用・経済の回復を支えるため、平成 23 年度の緊急的な雇用・経済対策を「三重の元気を支える雇用・経済対策」として位置付け、当初予算及び 6 月補正予算で計上した事業にスピード感を持って取り組んできたところです。

(2) 雇用・経済情勢を共有化し、国の対策等にも迅速に対応するため、庁内の関係部局で構成する「三重県緊急雇用・経済対策会議」を開催し、取組について検討を進めました。

(平成 23 年)

- ・ 5 月 23 日 平成 23 年度第 1 回緊急雇用・経済対策会議

(三重の元気を支える雇用・経済対策、6 月補正予算について)

(3) 産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等で構成する「三重県雇用・経済危機対策会議」を開催し、雇用・経済情勢と課題を共有するとともに、緊急的な雇用・経済対策や中長期的な対応策について検討を行いました。

なお、リーマンショックを契機とした雇用経済の危機的な状況はある程度脱したとの判断から、一つの区切りとして、三重県雇用・経済危機対策会議は、平成 23 年 7 月の会議をもって終了しました。

- ・ 4 月 12 日 経済部会（東日本大震災の影響、実需創出の取組）

- ・ 4 月 12 日 雇用部会（東日本大震災の影響、新卒者就職対策）

- ・ 7 月 7 日 平成 23 年度第 1 回雇用・経済危機対策会議

(省エネ・節電の取組、三重の元気を支える雇用・経済対策)

(4) 県では、「みえ産業振興戦略」検討会議を設置し、経済変動に左右されない強じんて多様な産業構造の構築などに向けた戦略の策定に向けて、意見交換を行っています。

さらに、雇用については新しい雇用の仕組みの創出につなげていくため、「三重県雇用創造懇話会」を設置し、様々な働き方や働く「場」を視野に入れながら意見交換を行っています。

2 取組の成果

(1) 雇用対策として、雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や、雇用につながる就労支援などに取り組んでいます。

- ・ 雇用者数：15,742 人（24 年 2 月末までの累計） 等

(2) 経済対策として、中小企業等の緊急的な支援や県内需要の拡大に取り組むとともに、地域の特性を活かした産業振興や将来の成長が期待される分野の産業育成を進めています。

- ・ セーフティネット資金：融資残高 1,968 件、432 億円（24 年 2 月末時点）

- ・ 緊急経済対策設備投資促進補助金：事業計画認定 7 件、常用雇用創出 36 名（24 年 3 月末時点）

- ・ 地域資源活用型産業活性化支援事業：採択件数 5 件（24 年 3 月末時点） 等

- (3) 生活対策として、生活資金、就学、住宅の生活支援を行うとともに、子育て支援や福祉の充実など、雇用や地域経済を支える働きやすい環境づくりを進めています。
- ・高校生等への奨学金貸付：1,440名（平成24年3月末時点）等

#### 平成24年度以降（取組予定等）

県内の雇用・経済は、東日本大震災から持ち直しの動きが見られますが、欧州政府債務危機など景気を下押しするリスクがあることなどから、依然厳しい状況に変わりはありません。

平成24年度の当初予算では、緊急的な雇用・経済対策としての位置付けはしていませんが、厳しい県内の雇用経済情勢を踏まえ、引き続き、雇用創出基金等国の取組も活用しながら、県内の雇用情勢の安定化や中小企業の経営支援等に取り組むとともに、「みえ県民力ビジョン」や6月に策定予定の「みえ産業振興戦略（仮称）」に基づき、中長期的な展望のもとに、強じんて多様な産業構造の構築や地域における雇用の場の確保などを進めていきたいと考えています。

なお、世界同時不況や大規模災害の発生などにより雇用・経済が危機的な状況となった場合には、国の対応を踏まえながら、必要に応じて緊急的な雇用・経済対策について検討を行います。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(5) 大仏山地域の旧工業団地予定地約22.2ha は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成21年3月「大仏山地域土地利用検討協議会」が設置され、新たな土地利用について議論がなされ、22年3月25日に開催した同協議会において土地利用の方向がとりまとめられた。さらに22年度から調整会議において地理的条件、土地にかかる制約事項、植生調査結果等を踏まえて具体的な利用策について検討が進められているところである。</p> <p>今後、地元市町、地域住民等と十分連携し、早期に具体的な実施計画を確定できるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地元 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」（以下「協議会」といいます。）を平成 23 年 6 月 22 日に開催し、協議会の下部組織である調整会議で平成 22 年度に検討した、現状の自然を生かした利用を図るため「憩い・健康づくりの空間」、「自然を学ぶ・守る空間」、「自然を守る空間」という三つの区域別に具体的な土地利用策の検討を進めていくことについて確認を行いました。</p> <p>協議会で確認を行った区域別の土地利用案を踏まえて、6 回の調整会議を開催し、周辺集落へのヒアリング、活動団体へのヒアリング、関係団体へのヒアリング、一般住民アンケート等を実施しました。</p> <p>その調査結果をもとに多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体、規模、手法の検討等を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>多様な主体の参画の可能性については、活動団体・関係団体等のヒアリングから当該地域の里山の保全活動に参画意向を示す団体や利用者として参加の意向を示す団体がありました。</p> <p>土地利用者等の需要予測については、一般住民アンケートから当該地域の里山保全活動について一定の利用が見込めます。</p> <p>里山の保全・活用の実現可能な事業主体・規模・手法については、行政だけでなく、地域住民、市民団体等多様な主体と連携を行い持続可能な管理・運営規模で行うことが重要です。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 23 年度の取組の成果を踏まえて、平成 24 年度は里山の保全・活用について、持続可能な利活用方法について「大仏山地域土地利用検討協議会」を通じて議論を重ねていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の推進)

(6) 平成 22 年度一万人アンケートで、「美し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて 83.0%であった。これについては、21 年度と同アンケートでの結果においても、合わせて 82.9%であったことを受けて、22 年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。

『「美し国おこし・三重」平成 23 年度実施計画（改訂版）』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。

また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。

(「美し国おこし・三重」推進室)

講じた措置

**平成 23 年度**

1 実施した取組内容

取組全体の認知・理解促進を図るとともに、「地域での美し国おこし」の取組（座談会の開催や個々のパートナーグループの活動支援）の認知促進に焦点をあてた情報発信（テレビ、生活情報冊子）や、マスコミ媒体ごとの特性に応じて、本取組を支援いただけるよう理解を求め、情報提供や取材依頼を行いました。

また、マスコットキャラクター（着ぐるみ）や広報グッズを活用して、県内外のイベント等において取組の PR を行い、県民の皆さんに本取組に参画・参加いただけるよう周知に努めました。

2 取組の成果

本取組の周知、参画、参加を促進するため、市町や県関係部局が実施する事業において、PR ブース等の出展やチラシ、グッズ等の配布、マスコットキャラクター（着ぐるみ）を活用するなどし、取組の周知や参画・参加を促す啓発に努めました。（本庁実施分 25 件）また、県関係部局が実施する事業と連携し、東京、大阪、名古屋、のほか県内鉄道 7 駅において、ポケットティッシュの配布等の PR を行っていただいたり、取材依頼等を行ったことにより、雑誌等で本取組について記事の掲載をしていただきました。

なお、パートナーグループへのアンケートでは、「美し国おこし・三重」の広報支援については、80.8%のパートナーグループから、「満足」、「概ね満足」との回答をいただいています。

**平成 24 年度以降（取組予定等）**

引き続き、住民の皆さんの地域づくり活動を総合的に支援するとともに、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」では、「人と地域」、「人と人」の“絆”づくりを理念とする 2 つの取組を、さらに情報発信力を高めて展開し、本取組の内容を PR していきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (東紀州地域の集客交流の推進、関係者の連携及び効果的・効率的な事業の推進)          (7) 東紀州地域の集客交流の推進については、平成22年4月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、滞在・体験型の観光に対応できるよう、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、集客交流拠点施設（熊野古道センター、紀南中核的交流施設）や熊野古道を核とする地域資源を活用しながら様々な取組を進めているところである。          今後、部局横断的な調整機能をより一層発揮の上、各主体との連携を継続し、事業推進に努められたい。  <span style="float: right;">(東紀州対策局)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 取組内容          東紀州地域において、2泊3日以上滞在型観光地づくりをめざす「東紀州地域観光圏整備実施計画」を中心として、各部局や5市町等多様な主体と連携し、東紀州観光まちづくり公社、2つの集客交流施設である熊野古道センター、紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道等の地域資源を生かした滞在型・体験型観光など、東紀州地域の集客交流に取り組みました。          また、平成23年9月の台風12号等により被害を受けた東紀州地域の観光面の復興に向けた取組を行いました。</p> <p>(1)熊野古道等を生かした地域づくりの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」の設置や、熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子を引き続き作成することで、来訪者の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成を進めました。</li> <li>・ 熊野古道の魅力を紹介し、繰り返し訪れることができるよう、歴史や伝承をテーマとした新たな視点による「熊野古道伊勢路ウォーク」のルート提案やモデルウォークを行いました。</li> <li>・ 熊野古道来訪者の利便性の向上のため、レンタカーや代行運転を活用した二次交通のしくみの構築に取り組みました。</li> <li>・ 奈良県、和歌山県と連携して、首都圏等での観光PRや物産展の開催等、広域観光の取組を進めました。</li> <li>・ 来訪者増や滞在促進等のため、観光地、特産品、お店紹介、人物紹介など地域の情報を掲載した情報誌「みよら東紀州」を年4回発行し、県内のサービスエリアや道の駅等で配付・PRしました。</li> <li>・ 熊野古道伊勢路を世界へ発信できるように、昨年度の英語版に引き続き、今年度は中国語版及び韓国語版のホームページを作成しました。</li> </ul> <p>(2)東紀州観光まちづくり公社の取組</p> <p>東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を推進するとともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化、みえ熊野学を核とした地域づくりに取り組むなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割の充実に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光振興部門              東紀州地域への旅行商品等を企画し、三大都市圏の旅行会社へエージェントセールスを行うとともに、スケッチツアー等を開催するなど、東紀州地域への集客に取り組みました。また、プレス&amp;フィルムコミッションを通じた取材に協力することで、東紀州地域の魅力を発信しました。</li> <li>・ 産業振興部門              水産加工品や柑橘類など地域特産品の高付加価値化や販路拡大をはかるため、支援制度等の助言や物産展のアテンド、セミナーの開催に取り組みました。また、名古屋市に設置したアンテナショップを拠点に市内の商店街と連携した物産展等を開催するとともに、都市圏のバイヤー等との商談会により販路開拓を行いました。</li> </ul>

さらに、宿泊施設や物販施設など観光事業者を対象にホスピタリティ研修を行うとともに、これまでよりも1ランク上の飲食店を紹介する「東紀州花まるの店2012」「東紀州のスイーツ」の取組を通じてサービスの改善、「食」をテーマとした情報発信に取り組みました。

・まちづくり部門

みえ熊野学の研究成果を生かし、5市町ごとの巡回講座や三大都市圏における文化講座の開催、情報誌「おくまの」の発行を行いました。また、熊野古道語り部友の会や熊野古道保存会の活動に支援を行いました。

(3)2つの集客交流拠点の取組

①熊野古道センター

「熊野・森の暮らしと道具」や開館5周年記念「世界遺産を歩く～サンティアゴ・デ・コンポステーラへの道～」など魅力ある企画展や地場産品を使った「料理教室」「ひのきアート教室」等の体験教室、「おわせ海・山ツアーウォーク」等の交流イベントを地域と連携しながら展開し、平成23年7月には、平成19年2月のオープン以来の来館者が50万人に達しました。

また、平成24年1月7日には開館5周年を記念し、式典とシンポジウム「サンティアゴ巡礼路を歩いて」を開催しました。

②紀南中核的交流施設

施設の魅力を高め宿泊客の増加につなげるために、季節に応じた魅力的な宿泊プラン等が設定されるとともに、「熊野古道体験ツアー」や「ブルーベリー狩り」等の体験プログラム、「丸得まちぶらマップ」等の地域と連携した取組が実施されました。

(4)東紀州地域観光圏協議会による取組

来訪者の利便性向上のため、東紀州地域の主要JR駅や道の駅から熊野古道へ誘導するサインの整備や、着地型旅行商品の企画・造成のため、東紀州地域のご当地グルメと県内の有名B級グルメが集う「東紀州ご当地グルメ大会」や「伊勢から熊野へ」をテーマとしたモデルツアーを実施するなど、集客交流の推進に取り組みました。また、台風12号災害からの復興に向け、川舟「三反帆」を活用した旅行雑誌社等を対象としたモニターツアーを実施しました。

(5)東紀州対策局の調整機能

東紀州地域の振興を図るため、東紀州対策局は、東紀州対策の事業全般について、各部局による事業立案や予算要求といった各段階での状況を把握し、各部局と必要に応じた意見交換・協議を行っています。さらに、それらの協議結果に基づき、「みえ県民力ビジョン」の策定や予算調整の様々な局面において、総合的に調整を進めました。

具体的には、「みえ県民力ビジョン」の東紀州地域の活性化にかかる施策の関係部局を中心に緊密に連携を図っているほか、当該年度の東紀州関連事業の進捗や地域課題の把握、次年度の予算要求状況の把握をするため、予算調整の各局面に各部局へ照会を行い、「東紀州対策関係部局長会議」、「東紀州対策庁内検討部会」、「東紀州対策地域機関総合会議」で情報共有するとともに意見交換や協議を行うなど、総合的な調整を行いました。

【平成23年度 関係部局長会議等実施状況】

- | (開催日)        | (会議名)   |
|--------------|---|
| ・平成23年5月16日  | 東紀州対策地域機関総合会議（熊野・尾鷲合同）<br>(主な内容) 平成23年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換                                 |
| ・平成23年8月24日  | 東紀州対策庁内検討部会<br>(主な内容) みえ県民力ビジョン、H23年度東紀州対策局事業についての情報共有、意見交換                                   |
| ・平成23年11月15日 | 東紀州対策庁内検討部会<br>(主な内容) みえ県民力ビジョン、H23年度東紀州対策局事業についての情報共有、意見交換                                   |
| ・平成24年2月14日  | 東紀州対策関係部局長会議<br>(主な内容) 南部地域活性化プログラム、平成24年度当初予算（南部地域活性化プログラム）等の情報共有、意見交換                       |
| ・平成24年3月8日   | 東紀州対策地域機関総合会議（熊野・尾鷲合同）<br>(主な内容) 平成23年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換<br>平成24年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換 |

(6) 台風12号等の被害からの観光面の復興の取組

風評被害への対策として、県や東紀州観光まちづくり公社のホームページや、名古屋、大阪等での観光、物産展の会場、34箇所において、熊野古道の通行状況等、正確な情報を発信等を行うとともに、観光局と連携し、名古屋、大阪、京都、神戸市内11の駅でのチラシ配布や、東京に設置したパワーすぼっと三重カフェにおける情報発信等を行いました。

また、観光復興に向け、東京、大阪、名古屋等の旅行エージェントを訪問するとともに、波田須の道でのウォークイベントの実施（H23年11月5日）や「東紀州ご当地グルメ大会」（H24年2月11日）の開催等に取り組みました。

2 取組の成果

3月の東日本大震災の発生、6月の高速道路利用料金上限千円の廃止、無料化社会実験の凍結等の影響はありますが、これらの取組を進めることで、8月末現在で、熊野古道センターの来場者が43,923人と昨年度の同期間（4月～8月）と比べ13.7%（6,973人）の減少となった以外は、東紀州観光まちづくり公社に熊野古道語り部の依頼があったツアー客数については、11,874人と昨年度の同期間（4月～8月）と比べ84.4%（5,433人）の増加、紀南中核的交流施設の宿泊者数についても、7,389人と昨年同期間（1月～8月）と比べ1.5%（106人）の増加となりました。

9月以降は、台風12号等により来訪者数等が大きく減少するなどの影響が出ていましたが、平成24年3月の対前年同月比較では、熊野古道センターの来場者が43.5%増、東紀州観光まちづくり公社に熊野古道語り部の依頼があったツアー客数は12.5%増、また、紀南中核的交流施設の宿泊者数は10.3%増となるなど、行楽シーズンを迎え観光客を取り戻しつつあります。

平成 24 年度以降（取組予定等）

今後とも、東紀州地域の活性化にかかる施策について各部局と総合的に調整を図りつつ、各主体と連携しながら、熊野古道を核とした地域資源を生かし、来訪者がこれまで気づかなかった地域の魅力に触れる取組や滞在・体験できるしくみづくりを行うとともに、地域のおもてなしの態勢づくりを進めることで、より一層の集客交流を図ります。

また、平成 24 年度においては、東紀州地域の復興に向け、観光キャンペーンや地域と一体となった交流イベントを行うとともに、世界遺産登録 10 周年や高速道路の概成などを契機としたイベントや観光キャンペーンの準備を進めます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 収入事務において、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 県有施設の目的外使用にかかる光熱水費の徴収において、算定誤りによって歳入戻出を行っていた。 (伊賀県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(1) 徴収額の誤りがないよう確認し、県有施設の目的外使用にかかる光熱水費を徴収しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(1) 適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【第22回参議院議員選挙に係るテレビCM作成及び放送業務委託】          執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けていなかった。 (地域支援分野)</p> <p>(2) 【三重県東京事務所接遇研修】          予定価格が設定されていなかった。 (東京事務所)</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) 【三重県政懇話会と連絡調整】          2日目の用務時間の記載がなかった。 (美し国おこし・三重)</p> <p>(2) 【三重サロン参加及び連絡調整】          復命書の記述では2日目の用務内容、用務時間が不明であった。 (美し国おこし・三重)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (伊勢県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 指摘があった点について各担当者に周知するとともに、経理担当者及び支払担当者との連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(2) 事業執行伺い及び契約伺いを、経理担当者にも文書供覧することを徹底し、事業担当者及び経理担当者から確認を行っています。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) (2)記載漏れがないように、周知しました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 指摘のあった年度末の物品購入の集中については、財務システムによる数値の集計上、県民センターで購入した物品だけでなく、宮川流域ルネッサンスプロジェクトによる購入分も含まれてしまっています。そのため、部の経理を総括する政策総務室や宮川流域ルネッサンスプロジェクトの属する地域づくり支援室と連携して、予算執行を計画的かつ効率的に行い、年間の物品購入の平準化を図ることによって、年度末(3月中旬から出納整理期間)の物品購入比率を10%以内としていきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 経理担当者及び支払担当者との連携を密にし、適正な事務処理に努めています。</p> <p>(2) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行っています。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) (2)記載漏れは、解消されました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 物品購入の平準化に努めています。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 事業担当者と経理担当者及び支払担当者との連携を密にし、引き続き、適正な事務処理に努めていきます。
- (2) 引き続き、事業担当者及び経理担当者による、複数チェックを行ってまいります。

イ 旅 費

- (1) (2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。

ウ 物品等購入

- (1) 平成 23 年度の実施内容と同様の取り組みを行います。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3)財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)</p> <p>(2)使用されていないワープロについて廃棄の検討がされていなかった。 (情報化・統計分野)</p> <p>(3)行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。 (伊賀県民センター)</p> <p>(4)行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)職員住宅（食堂）のテレビの損傷（原因者による原状回復） (伊賀県民センター)</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況</p> <p>(1)【三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金】          平成10年度以降の貸付実績がなく、有効な運用が図られていなかった。 (政策企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品管理台帳と備品の現物の確認作業を実施し、廃棄済みの備品については台帳から削除を行いました。</p> <p>(2) ・指摘されたワープロは、経済産業省所管の石油流通合理化調査委託費で購入した備品であるため、平成 23 年 9 月 7 日付けで同省に処分申請書を提出しました。          ・平成 23 年 9 月 21 日付けで上記申請が承認されたので、処分方法について検討を開始しました。          ・ワープロのメーカーが提供している「事業系 IT 製品リサイクルサービス」により処分することとし、平成 23 年 9 月 26 日付けでメーカーに処分を依頼し、同日付けで財務・会計システムにより、物品返納、不用決定及び不用物品への分類換えを行いました。          ・全ての供用物品について、使用状況を調査しました。</p> <p>(3) 行政財産目的外使用申請の際に、使用面積を示した図面を提出する必要がある旨を伝えました。</p> <p>(4) 使用面積を示した図面を整理し、添付しました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 職員住宅の入居者全員に対し、再度職員住宅内の共有物品の取扱いについての説明を行い、入居者全員で共有物品を管理していくように話し合いました。</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況</p> <p>(1) 制度内容について、従来の土地・資源室のホームページへの掲載に加え、平成 23 年 5 月 16 日に三重県エネルギー対策本部を設置したことに伴い開設した「三重県のエネルギー対策」ホームページにも、掲載をしました。</p> <p>(2) (1)について、農水商工部金融経営室及び企業立地室のホームページへの掲載を依頼するとともに、企業立地活動等の中での PR を依頼しました。</p> <p>(3) 貸付要綱を改正し、利用の促進が図られるよう融資条件（対象者、限度額、利率、期間など）を緩和しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 現物確認を定期的に行うことにより、適正な物品管理が行えるようになりました。</p>

- (2) ・指摘されたワープロについては、平成 23 年 11 月 16 日に廃棄処分が完了しました。  
・他の供用物品については、すべて使用されていることを確認しました。
- (3) 目的外使用面積を示した図面を提出していただきました。
- (4) 適正な事務処理を行うことができました。

イ 金品亡失

- (1) 以後、共有物品の損傷はありません。

ウ 基金の運用・執行状況

- (1) 事業者等とのつながりが多い農水商工部から情報発信したことで、より広い範囲で周知することができました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 備品の使用状況を把握し、物品管理台帳の適正な管理に努めます。
- (2) 管理下にある全ての供用物品について、使用状況を把握し、使用されていない物品については速やかに処分するよう努めます。
- (3) 今後とも、行政財産目的外使用申請の際には、申請書と使用面積を示した図面の添付を確認します。
- (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。

イ 金品亡失

- (1) 職員住宅内の共有物品については、入居者全員が共通意識を持って管理していきます。

ウ 基金の運用・執行状況

- (1) 平成 23 年度 of 取組を継続します。
- (2) 農水商工部金融経営室のパンフレット「平成 24 年度融資制度のご案内」などに制度内容を掲載します。
- (3) 県内の各金融機関、商工会、商工会議所等へ資料等を配布し周知を図ります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。 (政策企画分野)</p> <p>(2) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。 (地域支援分野)</p> <p>(3) 職員駐車場の賃借において、賃借料の算出根拠が示されていない。 (松阪県民センター)</p> <p>(4) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。 (松阪県民センター)</p> <p>(5) 庁舎電話代の算定誤り等による歳出戻入を行っていた。 (伊賀県民センター)</p> <p>(6) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。 (尾鷲県民センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 消印した証紙と財務会計システムに入力した証紙実績について、入力漏れがないか定期的に確認を実施することにしました。</p> <p>(2) ・グループ員全員に対して、情報共有を行い、再発防止について注意喚起を行いました。 ・証紙消印を伴う決裁について、財務会計システムの入力を行っている政策総務室へ合議することとしました。 ・毎月末に政策総務室との間で入力漏れがないかどうかについて確認を行うこととしました。</p> <p>(3) 昨年度と契約金額が同額だったので、算出根拠を省略していましたが、改めて平成 23 年度賃貸借契約の締結伺いに算出根拠を添付しました。</p> <p>(4) 県民局の時代に、管内市町村の地域づくり事業を推進していた頃、住民やNPOなどに対して、会議資料等、定形外の郵便物を大量に郵送する必要があったので、高額切手を購入していた経緯があります。 郵便物の料金別納（一度に 10 通以上の郵便物を出す際に、切手を貼る代わりに、定められた表示をして差し出す）制度を利用して、合計金額を高額切手で支払うことにより、効率的に在庫を減らしました。</p> <p>(5) 算定誤りをなくすため、支払いチェック体制を更に強化しました。</p> <p>(6) 郵便物を発送するにあたり郵便料金に照らして使用する場合、郵券証紙類の種類（切手の金額）によって使用頻度が非常に少ないものがあるので、種類の組み合わせにより在庫の減少に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 消印した証紙について、定期的に確認を実施しており、財務会計システムへの入力は適切に行われています。</p> <p>(2) 政策総務室への合議並びに月末の確認ともに実施しており、財務会計システムへの入力は適切に行われています。</p> <p>(3) 平成 23 年度賃貸借契約の締結伺いに算出根拠を添付し、適正な事務処理が行われました。</p> <p>(4) 料金別納制度を利用して、高額切手を使用し、在庫枚数を減らしました。 平成 24 年 3 月末現在で、160 円切手はすべて使用し、その他の高額切手を含めた在庫の 35.2%（金額ベース）を使用しました。</p> <p>(5) チェック体制の更なる強化により、算定誤りはなくなりました。</p> <p>(6) 使用頻度の少ない郵券証紙類の在庫枚数が減少しています。</p>

**平成 24 年度以降（取組予定等）**

- (1) 引き続き定期的な確認を実施し、適正な事務処理に努めます。
- (2) 平成 23 年度に引き続き、政策総務室への合議並びに月末の確認を確実に実施していきます。
- (3) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (5) 算定誤りをなくすために、支払い処理を行う前のチェック体制の強化に努めます。
- (6) 郵便料金区分を考慮して、郵券証紙類を購入及び使用することで、適正な在庫管理を行っていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5)交通事故          公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分に留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)自損事故 (物損額：県 31,815 円)</td> <td>(地域支援分野)</td> </tr> <tr> <td>(2)自損事故 (物損額：県 126,735 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(3)自損事故 (物損額：県 35,637 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(4)自損事故 (物損額：県 109,177 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(5)自損事故 (物損額：県 70,000 円)</td> <td>(鈴鹿県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(6)自損事故 (物損額：なし)</td> <td>(鈴鹿県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(7)自損事故 (物損額：県 36,750 円)</td> <td>(尾鷲県民センター)</td> </tr> </table>	(1)自損事故 (物損額：県 31,815 円)	(地域支援分野)	(2)自損事故 (物損額：県 126,735 円)	(美し国おこし・三重)	(3)自損事故 (物損額：県 35,637 円)	(美し国おこし・三重)	(4)自損事故 (物損額：県 109,177 円)	(美し国おこし・三重)	(5)自損事故 (物損額：県 70,000 円)	(鈴鹿県民センター)	(6)自損事故 (物損額：なし)	(鈴鹿県民センター)	(7)自損事故 (物損額：県 36,750 円)	(尾鷲県民センター)
(1)自損事故 (物損額：県 31,815 円)	(地域支援分野)													
(2)自損事故 (物損額：県 126,735 円)	(美し国おこし・三重)													
(3)自損事故 (物損額：県 35,637 円)	(美し国おこし・三重)													
(4)自損事故 (物損額：県 109,177 円)	(美し国おこし・三重)													
(5)自損事故 (物損額：県 70,000 円)	(鈴鹿県民センター)													
(6)自損事故 (物損額：なし)	(鈴鹿県民センター)													
(7)自損事故 (物損額：県 36,750 円)	(尾鷲県民センター)													
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)安全運転及び交通事故防止について、室内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(2)(3)(4)安全運転及び交通事故防止について、室内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(5)(6)・職員に対して、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行うとともに、公用車運行前、運行後の車両外周の状態確認の報告を求めることにしました。</p> <p>・職員交通安全講習会を開催し、事故防止及び安全意識啓発を行いました。</p> <p>(7)当該職員においては、交通安全研修を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めています。</p> <p>(2)(3)(4)引き続き、安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行っています。</p> <p>(5)(6) 公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めています。</p> <p>(7)本年度も自損(物件)事故が発生しており、十分な成果が得られたとは言えませんが、小さな事故から重大な過失による人身事故等の発生につながらないよう、職員の交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>														
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(2)(3)(4)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(5)(6)・引き続き、公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めます。</p> <p>・職員交通安全講習会を開催し、事故防止及び安全意識啓発に努めます。</p> <p>(7)交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行います。</p>														

<b>監査の結果</b>			
2 財務等に関する意見			
(6)その他			
(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で8法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。			
(経営企画分野)			
<b>講じた措置</b>			
<b>平成 23 年度</b>			
1 実施した取組内容			
(1) 「法人の移行スケジュール確認の調査」を実施し、政策部所管の8法人について、その意向等を確認しました。			
その結果、解散も含め移行先を決定している法人が6法人、未定が2法人となっています。			
※移行予定先の内訳			
移行予定先法人等	23年度中	24年度中	25年度中
公益	1法人	1法人	
一般		2法人	
解散		1法人	1法人
(2) 移行先を決定した法人については、所管部局として制度の説明や相談等に応じるなど、新制度の法人へ円滑に移行できるよう支援を行っています。			
(3) 移行先が未定の法人については、いずれも市町の外郭団体であり、市町との調整を早急に進め、移行先を決定するよう、意向調査時を含め、さまざまな機会を捉えて要請しています。			
2 取組の成果			
(1) 解散も含め移行予定先を決定している6法人のうち1法人については、本年度中の移行に向けて具体的な申請手続きに入っています。			
<b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b>			
(1) 平成 24 年度以降に解散も含め移行予定先を決定している 5 法人については、円滑な移行等に向けて引き続き支援等を行っていきます。			
また、移行予定先が未定の 2 法人については、いずれも市町の外郭団体であることから、市町との調整を早急に進め、早期に移行予定先を決定するよう、さまざまな機会を捉えて促していきます。			

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6)その他</p> <p>(2)「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」について、進捗状況の情報をホームページ等で提供していなかったため、今後、適正な処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第 3 次実施計画」は、その計画期間が平成 22 年度で終了したところであり、その進捗状況（平成 22 年度末）については、県関係各部担当室長で構成される「宮川流域ルネッサンス推進調整会議」（平成 23 年 6 月 22 日開催）等を経て、平成 23 年 9 月に「宮川流域ルネッサンス事業の取組実績と今後の取組について」をとりまとめました。</p> <p>このとりまとめ結果については、宮川流域ルネッサンス協議会構成の流域市町に報告・協議のうえ平成 24 年 1 月に県地域づくり支援室のホームページで公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第 3 次実施計画」の進捗状況について、評価並びに今後の取組内容としてホームページで公表しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第 3 次実施計画」は、平成 22 年度までを計画期間としているため、今回の進捗状況の公表が最終であり平成 24 年以降の公表は予定しておりません。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 22 年度の懲戒処分については、前年度の 2 名から増加し、3 名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。 これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 職員の服務規律の確保については、引き続き、基本研修(課長級昇任時、課長補佐級昇任時研修等)において公務員倫理研修(必須)を実施しました。 また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。 ・職員の交通事故防止について(通知) 平成 23 年 9 月 2 日 ・職員の綱紀肅正について(依命通知) 平成 23 年 11 月 28 日</p> <p>2 取組の成果 総務部長通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意喚起を行うことで、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。 なお、平成 23 年度においては、2 名の知事部局職員が懲戒処分されました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 24 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 特に、基本研修の公務員倫理研修については、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底するため、具体的な事例を用い、各階層に応じた研修内容とします。</p>

**監査の結果**

1 事業の執行に関する意見

(新たな行財政改革への取組)

- (2) 行財政運営にあたっては、これまで「みえ経営改善プラン(改訂計画を含む)」や「平成22年度経営改善目標」などにより改善に取り組んできたところであるが、今後も、県民ニーズや時代の変化を踏まえた不断の見直しが求められており、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン(仮称)」の着実な推進につなげるため、24年度から27年度の4年間を取組期間とした新たな行財政改革の取組を23年度中に策定することとしている。

この取組の策定にあたっては、県民等への説明や意見聴取を十分に行うとともに、これまでの様々な取組について検証を行い、その結果を反映されたい。

(組織・職員分野)

**講じた措置**

**平成23年度**

1 実施した取組内容

- (1) 取組策定にあたっての説明や意見聴取については、平成23年9月に取組の基本的な考え方や方向性をまとめた「素案」を、11月に具体的な取組項目を加えた「中間案」を、また、平成24年2月には「最終案」を作成・公表してきており、「中間案」作成後にパブリックコメントを実施し県民の皆さんからご意見をいただきました(7件)。また、県議会からは「素案」及び「中間案」に対して申し入れをいただくとともに、外部の有識者で構成する「三重県行財政改革専門委員会」を計5回開催し各案に対しご議論・ご提言をいただきました。
- (2) 取組策定にあたっての検証については、「行財政運営にかかる現状・課題」を以下の3点に整理しました。これらを踏まえ、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」の3つを柱とする改革に取り組むこととしました。
- ・ 自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくためには、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、職員の意欲および能力の向上が必要です。
  - ・ 本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後はさらに一段と厳しくなることが予想されるため、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が必要です。
  - ・ 県政運営の仕組みについては、これまでもさまざまな改善に取り組んできましたが、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しが必要です。
- (3) また、各取組の具体的な検討にあたっては、「これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題」を分析し、その結果を新たな取組に反映しました。

2 取組の成果

パブリックコメントで県民の皆さんからいただいたご意見や県議会からの申し入れ、「三重県行財政改革専門委員会」でのご提言等を踏まえ、また、これまでの取組の課題の検証結果を反映し、平成24年3月に「三重県行財政改革取組」を策定しました。

**平成24年度以降(取組予定等)**

平成24年度から平成27年度を取組期間において、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的に「ロードマップ(工程表)」に整理した工程に基づき取組を推進し、適切な進行管理を行います。

進捗状況については、わかりやすい形でとりまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて定期的に県民の皆さんにお知らせします。

また、取組期間中の環境変化や新たな課題に迅速・的確に対応するため、取組内容や「ロードマップ(工程表)」の定期的な見直しを行っていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(3) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成22年度は前年度に比べて6件増加しており、187件の発生と依然として多い状況である。</p> <p>改めて県有財産の適正管理について職員の自覚を促すとともに、引き続き各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任時、課長補佐級昇任時研修)において会計事務研修(必須)を実施しました。</p> <p>また、平成23年度も出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成23年7月15日)</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識の徹底に努めました。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成24年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営の確立)</p> <p>(4) 平成 22 年度の県財政は、経常収支比率については 91.0%と前年度に比べて 3.1 ポイント改善されているが、県税収入に多くを期待することが困難な状況の中、県債の残高は年々増加しており、実質公債費比率については 13.0%と前年度に比べて 0.3 ポイント悪化し、悪化傾向に歯止めがかかっていない。</p> <p>このため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、将来世代に負担を先送りしない財政運営の確立に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度は、東日本大震災に係る復興支援・防災対策や、三重の元気を支える雇用・経済対策、台風 12 号による紀伊半島大水害からの復旧など、緊急の課題に取り組むとともに、日本一、幸福が実感できる三重をめざして、新しい県政ビジョンの策定や行財政改革の推進に取り組みました。</p> <p>新しい行財政改革の柱の一つである財政運営の改革においては、徹底した事業の「選択と集中」を図るため、公開仕分けを含め、すべての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を実施し、その結果を平成 24 年度当初予算に反映し公表しました。(見直し事業本数 552 本、見直し事業費 239 億円の減)</p> <p>また、財政運営の透明性を高めるとともに、県の財政状況の理解を深めるための取組として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類 4 表を作成したほか、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの対象施設を 5 施設に拡大し公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災からの復興支援・防災対策や紀伊半島大水害からの復旧のための予算を措置</li> <li>・三重県版事業仕分けの実施</li> <li>・財務書類 4 表、県独自の財政指標、資産カルテの作成と公表</li> </ul>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 24 年度当初予算は「みえ県民力ビジョン」のスタートの年として、極めて厳しい財政状況の中でも、「選択と集中」を図りながら、ビジョンの中期計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画」を着実に推進していくことを基本方針として編成いたしました。</p> <p>今後は、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県税等の未収金対策)</p> <p>(5) 平成 22 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 6,868,694,733 円であり、前年度に比べて 453,859,972 円(対前年比 93.8%)減少しているものの、依然として多額にのぼっている。特に、県税の収入未済額のうち 83.8%(前年度 80.6%)が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。</p> <p>また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 地方税法第 48 条に基づく直接徴収 平成 22 年度より、税務政策室内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収を実施しています。</p> <p>【同班の体制】 個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所を設置。 リーダー：滞納整理特命監(課長級) スタッフ：副室長 1 名、県職員 4 名、市町派遣職員 12 名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名、市町派遣職員 2 名)</p> <p>【実施期間】 平成 23 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第 48 条の徴取引継(県による直接徴収)を活用。</li> <li>・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。</li> <li>・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。</li> <li>・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。</li> </ul> <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進 納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を平成 21 年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>③ 「県・市町県税滞納整理併任職員制度」を活用した取組み 県・市町県税滞納整理併任職員 3 名を市町(松阪市、名張市、木曾岬町、多気町)に派遣し、個人県民税を含む市町税の滞納整理のための業務に取り組みました。</p> <p>④ 県税職員研修への市町職員の参加受入 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室内の「特別徴収機動班」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化</li> <li>② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施</li> <li>③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施</li> <li>④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収</li> <li>⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策</li> </ol>

⑥ 三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

- ① 地方税法第 48 条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 24 年 2 月末現在の状況】

同班への参加市町数 11 市町

引受案件数 2,456 件 約 9 億 2,800 万円（うち延滞金約 3 億円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約 9 億 9,600 万円（うち延滞金約 3 億 800 万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約 4 億 4,000 万円（うち延滞金約 7,800 万円）

- ② 特別徴収加入促進の取り組み実績【平成 23 年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 130,621 事業所

・関係団体（税理士会）への訪問による周知 89 箇所

・県政だよりみえ 11 月号及び 12 月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・平成 21 年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成 24 年 2 月末の推計値） 5 億 9,000 万円

- ③ 県・市町県税滞納整理併任職員制度【平成 24 年 2 月末現在の状況】

・市町税処理（納付・差押・納付約束等） 約 1 億 3,200 万円

うち個人住民税処理（納付・差押・納付約束等） 約 6,700 万円

・徴収金額 約 2,600 万円

うち個人住民税徴収金額 約 900 万円

- ④ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成 23 年度実績】

・研修開催 4 回 市町職員等延べ参加人数 230 人

(2) その他の対応状況【平成 24 年 2 月末現在の状況】

- ① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約 2 億 1,600 万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約 1 億 3,300 万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約 1 億 1,200 万円

- ② 国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数 21 回（県税事務所と連携して実施）

- ③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 27 件中 12 件落札 約 7,673 万円

（うち、12 件売却 約 7,673 万円）

- ④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約 6 億 1,900 万円、差押処分件数：921 件

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

- ① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成 23 年度を踏まえて、さらに取組みを推進します。

- ② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

複数年かけて継続的に取組を進めていきます。また、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収義務者の全指定を、県と連携して県内市町が開始できるよう取組を進めます。

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

- (2) 「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、搜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組めます。

- (3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組めます。

- (4) 平成 24 年度から、税以外の未収金対策を推進するため、債権管理グループを新設し、債権のより適切な管理を図るための全庁的な対応策を検討していきます。

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(県有施設の有効活用)

- (6) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

しかし、前計画（18 年度～20 年度）において、期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている施設を含め課題を有する施設が 9 箇所あるので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

また、23 年度で同計画が終了することから、24 年度以降の新たな計画策定においても、未利用資産の積極的な利活用や施設の適正な維持保全に取り組まれたい。

(財政・施設分野)

## 講じた措置

平成 23 年度

## 1 実施した取組内容

「第 2 次県有財産利活用計画（平成 21～23 年度）」に基づき、未利用資産の積極的な売却等を行いました。

第 2 次計画に継続されている施設のうち、売却可能な未利用財産について一般競争入札を実施するなどし、売却に努めました。

また、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を 3 月に策定いたしました。

## 2 取組の成果

平成 23 年度の未利用財産の売却額は、9 件、1 億 419 万 2 千円となり、「第 2 次県有財産利活用計画」に基づく売却目標約 6 億円に対し、売却実績は、21 件、6 億 5,185 万 4 千円になりました。

## 県有財産売却内訳

年度	件数	面積	金額
21	9 件	7,046.96 m <sup>2</sup>	371,735 千円
22	3 件	33,207.44 m <sup>2</sup>	175,927 千円
23	9 件	11,979.08 m <sup>2</sup>	104,192 千円
計	21 件	52,233.48 m <sup>2</sup>	651,854 千円

また、第 2 次計画に継続されている施設については、「旧職員公舎渋見」「旧桜橋会館敷地」の売却、「旧県公舎（塔世）敷地」の駐車場活用を行い、未処理施設は 6 施設となりました。

「みえ県有財産利活用方針」については、これまでの取組や現状と課題を踏まえ、三重県行財政改革取組の一環として、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の総合的・効率的な利活用を図るため、

- ①未利用県有財産の積極的な売却と有効活用
- ②民間活力を活用した財産利活用の推進
- ③庁舎など県有施設の長寿命化

の 3 つの取組を基本として策定しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

「みえ県有財産利活用方針」のもと策定した平成 24 年度実施計画及び課題を有する財産の個別利活用計画に基づき、関係部局とも連携しながら取組を進めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 電気使用料の収入未済額が 18,661 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。

(伊勢県民センター)

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。(鈴鹿県税事務所)

(2) 課税対象外手続きがされた土地について、確認もれによる課税誤りがあった。

(鈴鹿県税事務所)

(3) 未登記家屋の課税済確認の不徹底による二重課税があった。(鈴鹿県税事務所)

(4) 不動産取得税徴収猶予にかかる取消伺い手続き及び通知手続きが行われていなかった。

(伊勢県税事務所)

(5) 不動産取得税において、減額理由の確認が不十分な事例があった。(伊勢県税事務所)

(6) 小切手の組戻を行い振出者へ返却した際、返却日付の整理簿への記載漏れがあった。

(伊賀県税事務所)

(7) 差押動産等保管簿が作成されていなかった。

(伊賀県税事務所)

(8) 納期限後 50 日以内に発する必要がある督促状が発送されていなかった。

(自動車税事務所)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

ア 地域機関分

(ア) 今回の収入未済は、債務者が平成 23 年 4 月 25 日に三菱東京UFJ名古屋営業部に納入していたものの、銀行間の決済に時間を要したため、4 月末日までにシステム上納入扱いとならなかったことから未収金となったものですが、同様の事例が発生しないように債務者へ納入期日までに納付するよう確認を行うようにしました。(伊勢県民センター)

(イ)

(1) 発見後速やかに減額処理を行い納付金を還付するとともに、再発防止のため、法務局調査の写し取りチェックを徹底し、公簿面積と仮評価の課税面積が不一致の場合には、必ず市への価格調査を実施するようにしました。(鈴鹿県税事務所)

(2) 発見後速やかに減額処理を行いました。てんまつ書の提出により課税対象外となりますが、直ちに税務電算への入力ができないものについては、てんまつ書の写しを取り、減額申請書と共に保存管理し、毎月のチェックを行うように事務処理の手順を変更し、電算入力もれを防止しています。(鈴鹿県税事務所)

(3) 発見後速やかに減額処理を行うとともに、課税済確認を行う際には、別人による 2 回のチェックを行うこととし、二重課税の防止を図りました。(鈴鹿県税事務所)

(4) 発見後速やかに徴収猶予に係る取消伺い手続き及び通知手続きを行い、取消通知書を送付するとともに、今後複数職員による 2 回のチェックを実施することとし、適正な事務処理を行うよう徹底しました。(伊勢県税事務所)

(5) 該当事例については、現地調査を実施し申請内容が適正であることを確認するとともに、今後複数職員で申請内容のチェック及び添付書類の確認を実施することとし、適正な事務処理を行うよう徹底しました。(伊勢県税事務所)

(6) 返却日付記載漏れの発見後、速やかに整理簿の「返却の処理」欄に日付を記載するとともに、収納管理業務手順書を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。

(伊賀県税事務所)

(7) 速やかに差押動産等保管簿を作成し、適正に整理しました。

(伊賀県税事務所)

(8) 随時課税分について督促状の発送もれが生じたため、発見後速やかに発付を行うとともに、督促状発付リストに加え督促状未発付のものをデータ抽出し確認を行うように二重チェックを実施しています。(自動車税事務所)

## 2 取組の成果

### ア 地域機関分

- (ア) 現在、同様の収入未済は発生していません。 (伊勢県民センター)
- (イ)
- (1) 同様の事例は発生していません。 (鈴鹿県税事務所)
  - (2) 是正処置実施後、適正に事務処理されています。 (鈴鹿県税事務所)
  - (3) チェック機能の強化により、二重課税は発生していません。 (鈴鹿県税事務所)
  - (4) 徴収猶予整理簿を活用し、チェック機能を強化したことにより、同様の事例は発生していません。 (伊勢県税事務所)
  - (5) 複数職員による申請内容のチェック及び添付書類の確認、現地調査を徹底したことにより、同様の事例は発生していません。 (伊勢県税事務所)
  - (6) 是正処置実施後、適正に事務処理されています。 (伊賀県税事務所)
  - (7) 「ISO手順書」及び「差押した動産等の適正管理マニュアル」の改訂がされ、適正に事務処理されています。 (伊賀県税事務所)
  - (8) 抽出データ及び督促状発付リストにより、督促状の発付が見落としなく処理されています。 (自動車税事務所)

### 平成 24 年度以降 (取組予定等)

#### ア 地域機関分

- (ア) 債務者へは納入期日までに納付するよう確認していきます。 (伊勢県民センター)
- (イ)
- (1) 登記申請書の写し取りにおける「仮評価」の記載とチェックを徹底し、公簿面積と仮評価の課税面積が不一致の場合、市への価格調査を確実に実施します。 (鈴鹿県税事務所)
  - (2) てんまつ書、減額申請書を適正に保管管理し、確実に税務電算へ入力することにより再発防止に努めます。 (鈴鹿県税事務所)
  - (3) 引き続き複数職員によるチェックを行い二重課税の防止を図ります。 (鈴鹿県税事務所)
  - (4) 引き続き、整理簿を活用し手続きを適正に実施することを徹底します。 (伊勢県税事務所)
  - (5) 引き続き、申請内容のチェック及び添付書類の確認を実施することを徹底します。 (伊勢県税事務所)
  - (6) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (伊賀県税事務所)
  - (7) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (伊賀県税事務所)
  - (8) 引き続き適切に事務を行い、速やかに督促状を発付します。 (自動車税事務所)

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) (3) (9) (10) 三重県法規集データベースシステム更新業務委託及び大型シュレッター保守点検業務委託、法人二税報告書共同発送郵便料（伊賀市分・名張市分）において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所)</p> <p>(2) 時間外・休暇等決裁システム技術支援業務委託において、県に承認を受けることとなっている配属作業員名簿について、承認が行われていなかった。 (組織・職員分野)</p> <p>(4)～(6) 鈴鹿庁舎電話交換設備保守点検業務委託、三重県鈴鹿庁舎設備管理業務委託、三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託において、再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(7) (8) 給与支払い報告書等封入作業委託（青色申告・年末調整）において、個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(11) (12) たばこ税申告書等発送委託料（伊賀市分・名張市分）において、執行伺いに履行期間が記載されていなかった。 (伊賀県税事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) (3) (9) (10) 事前検査の対象となる契約について、出納局事前検査を失念しないよう複数の職員で確認するなど、適正に実施するよう周知徹底しました。 (組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所)</p> <p>(2) 委託契約時の承認事項等について、今後、適正に契約事務を処理するよう注意喚起しました。 (組織・職員分野)</p> <p>(4)～(6) 再委託の承諾について、承諾申請を提出させ承諾を行うとともに、適正に申請を行うことを徹底しました。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(7) (8) 現行の出納事務に係る規定等により事務処理をするよう徹底しました。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(11) (12) たばこ税申告書等発送委託業務について、平成 23 年度は該当がありませんでしたが、同様な事例があった場合には、執行伺いに履行期間を記載するよう周知徹底しました。 (伊賀県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) (3) (9) (10) 出納局事前検査の適正な手続きが行われるようになりました。 (組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所)</p> <p>(2) 適正な契約事務の処理が行われるようになりました。 (組織・職員分野)</p> <p>(4)～(6) 業務委託契約の執行について、適正な処理に努めています。 (鈴鹿県民センター)</p> <p>(7) (8) 業務委託契約書における個人情報取扱特記事項について、適正な内容のものが添付されています。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(11) (12) 適正な契約事務の処理が行われるようになりました。 (伊賀県税事務所)</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (9) (10) 会計規則等の規定に基づき、次回以降の契約については、事前検査を実施します。  
(組織・職員分野、伊賀県税事務所)
- (2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。  
(組織・職員分野)
- (3) 平成 23 年度大型シュレッダー機器更新に伴い、新規契約を 7 年間の複数年契約で実施しました。なお、入札は、三重県物件等電子調達システムによる調達のため、執行伺い決裁後の出納局事前検査は対象外でした。  
(財政施設分野)
- (4)～(6) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。  
(鈴鹿県民センター)
- (7) (8) 引き続き、会計規則等を順守し適正な処理に努めます。  
(伊賀県税事務所)
- (11) (12) 今後業務委託を行う場合は、会計規則等の確認を徹底し、出納事務を適正に行います。  
(伊賀県税事務所)

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(3件)。  (2) 扶養手当の認定にあたり、収入増に伴う扶養認定取り消しの時期が誤っていた(1件)。  (3) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。  (4) 扶養手当にかかる認定書類及び事後確認書類が保存されていなかった(1件)。  (5) 住居手当の認定に誤りがあった(1件)。  (6) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。  (7) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(3件)。  (8) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった(10件)。  (9) 通勤手当の通勤距離の認定に疑義があった(3件)。  (10) 通勤手当の認定に誤りがあった(1件)。  (11) 通勤手当の高速道路利用の認定に疑義があった(1件)。  (12) 通勤手当の支給にあたり勤務日数を確認する書類が添付されていなかった(1件)。  (13) 通勤手当において平成22年7月以降の高速道路無料化に関して支給誤りがあった(1件)。  (14) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。  (15) 住所変更に通勤届システムへの入力が行われていなかった(1件)。  (16) 通勤手当の認定距離についてシステムへの入力誤りがあった(1件)。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた、各所属での認定分も含めて再審査を行い、適正な認定状況であることを確認し、下記のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (3) (4) (6) (7) (12) (14) 各種手当(扶養手当、住居手当及び通勤手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当する職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類の整備を行いました。</p> <p>(2) (5) (10) (13) 各種手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(8) (9) (11) 経路や距離に疑義のあった通勤手当について、通勤経路を確認、距離を実測する等認定状況を精査しました。そのうえで、過払いとなった分については、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行いました。</p> <p>(15) (16) 通勤届のシステム入力不備については、迅速に入力を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や証明書の添付等に留意して、適正な事務処理に努めました。各種手当の過払い分については、返納されたことを確認しました。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 行政財産貸付契約において、実績報告が契約で定められた期日までに報告されていなかった。          (財政・施設分野)</p> <p>(2) 普通財産貸付料において、契約終了後も2ヵ年分の徴収を行っていた。          (財政・施設分野)</p> <p>(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。          (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) パソコンの損傷 (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 公用車の損傷 (財政・施設分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><u>平成23年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 契約相手方に対して、実績報告の期限厳守を再度指示しました。          (財政・施設分野)</p> <p>(2) 過徴収の返還を速やかに行うとともに、今後貸付料の徴収にあたっては、契約期間のチェックを行うこととしました。          (財政・施設分野)</p> <p>(3) 平成23年5月23日に備品台帳から削除しました。          (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) パソコンの取扱いについて、蓋を閉じる際には、ディスプレイを損傷させるクリップなどの金属類が挟まっていないか確認を行うことやキーボード内に落としたホチキス針の除去は、十分慎重に行うか、専門業者に任せるよう所属職員に周知しました。          (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 総務部交通安全講習会に参加し研修を受けるとともに、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。          (財政・施設分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 今年度は、期限までに実績報告が行われました。          (財政・施設分野)</p> <p>(2) 今年度の徴収誤りはありません。          (財政・施設分野)</p> <p>(3) 備品と備品台帳が一致していることを確認しました。          (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) 所属職員への周知を図ったことにより、精密機器に関する取扱いの意識が向上しました。          (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 平成22年度の6件から平成23年度は3件となり、3件減少しています。このうち職員の不注意によるものはありません。          (財政・施設分野)</p>
<p><u>平成24年度以降(取組予定等)</u></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 引き続き適正な事務処理に努めます。          (財政・施設分野)</p> <p>(3) 備品の廃棄等を行った際には台帳の確認を行います。          (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) 引き続き、精密機器の取り扱いには慎重を期すようミーティングなどの場で職員に周知していきます。          (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 交通安全意識や県有財産意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、講習内容の室内への周知に努めます。          (財政・施設分野)</p>

<b>監査の結果</b>	
2 財務等に関する意見	
(5) 事務管理体制	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 証明書発行手数料を旧料金で算出していたため歳出戻入を行っていた。	(財政・施設分野)
(2) 手数料額の算定根拠となる件数を誤り、誤った金額を資金前渡したため歳出戻入を行っていた。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 支出科目誤りによる歳出戻入を行っていた。	(津総合県税事務所)
(5) 二重払いによる歳出戻入を行っていた。	(松阪県税事務所)
(6) 副安全運転管理者運転経歴交付手数料について、改正前の金額で資金前渡したため歳出戻入を行っていた。	(伊賀県税事務所)
(7) 第3回の自己検査が期限内に実施されていなかった。	(伊賀県税事務所)
(8) 支出命令額を誤って入力したため歳出戻入を行っていた。	(自動車税事務所)
<b>講じた措置</b>	
<b>平成 23 年度</b>	
1 実施した取組内容	
(1) 正確な手数料を把握することに注意し、適正な処理を行うことを徹底しました。	(財政・施設分野)
(2) 手数料額の算定根拠となる件数について、県税事務所で算定した件数と金融機関からの手数料引落通知の件数を突合した後、資金前渡することにしました。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 平成 23 年 5 月 24 日に財務会計システムに登録を行いました。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 県民センター担当者との連携を密にし、請求書等支払書類に支出科目を明記するとともに支出負担行為差引表により事後確認を行うこととしました。	(津総合県税事務所)
(5) 会計事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うようにしました。	(松阪県税事務所)
(6) 支出担当事務所が事務を行っていますが、平成 23 年度以降については当所としても関連情報の収集に努めることにしました。	(伊賀県税事務所)
(7) 指摘以後は会計事務自己検査要領に基づき事務処理を行うよう徹底しました。	(伊賀県税事務所)
(8) 会計事務のチェックが不備であったため、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。	(自動車税事務所)
2 取組の成果	
(1) 適正な事務処理が行われるようになりました。	(財政・施設分野)
(2) 現在まで支出誤りはありません。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 財務会計システムに検査日が入力されたため、画面で確認できるようになりました。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 請求書等支払書類に支出科目を明記するなど、県民センター担当者と連携を密にしたことにより、支出科目の誤りはなくなりました。	(津総合県税事務所)
(5)(6) 適正な事務処理が行われるようになりました。	(松阪県税事務所、伊賀県税事務所)
(7) 出納自己検査について、事務処理が適正に行われるようになりました。	(伊賀県税事務所)
(8) チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理を行っています。	(自動車税事務所)
<b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b>	
(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。	(財政・施設分野)
(2) 講じた取り組みを今後も実施し、支出誤りがなくなるよう努めます。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 自己検査の物品の現品照合結果の財務会計システムへの登録は、平成 23 年度からは登録対象から外れています。	

なお、現品照合検査は例年どおり全品行っており、全品照合が完了しています。

- |  |            |
|--|------------|
| (4) 今後も会計規則に基づき適正な事務処理を行います。                             | (鈴鹿県税事務所)  |
| (5) チェック体制を強化し、引き続き適正な事務処理を行います。                         | (津総合県税事務所) |
| (6) (7) 引き続き適正な事務処理に努めます。                                | (松阪県税事務所)  |
| (8) 引き続き、複数職員によるチェック体制を徹底するとともに、三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行います。 | (伊賀県税事務所)  |
|  | (自動車税事務所)  |

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故          公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故（示談中）</p> <p style="text-align: right;">（津総合県税事務所）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 人身事故          交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、所内会議等機会あるごとに職員に周知を図りました。          県民センター主催の交通安全研修会に全職員を参加させました。          また、チャレンジ 123 に 4 チーム（12 名）を参加させました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 人身事故          職員の交通安全意識が向上しました。今後も継続して意識の向上を図っていきます。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 人身事故          引き続き、交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、所内会議等機会があるごとに職員に周知するとともに、交通安全研修の機会に職員の参加を図ります。          津庁舎職員交通安全研修等への職員の積極的な参加を図ります。          チャレンジ 123 への職員の参加を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で3法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の所管法人である財団法人三重県自由民主会館については、平成24年4月1日付けで一般財団法人への移行を希望しており、移行事務について支援を行いました。</p> <p>財団法人三重県友の会は、平成24年7月1日付けで、財団法人三重県職員互助会は平成25年4月1日付けで一般財団法人への移行を希望しており、移行が円滑に進むよう移行事務について支援を行いました。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会については、各部局からの諮問に応じ適宜開催するとともに、事務局として、担当者会議等を実施し各部局の移行事務の支援に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>財団法人三重県自由民主会館については、平成24年4月1日付けで一般財団法人へ移行しました。</p> <p>財団法人三重県友の会、財団法人三重県職員互助会とも平成24年度中に移行認可申請を行い、それぞれ平成24年7月1日付け及び平成25年4月1日付けの移行を予定しています。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会の速やかな開催により、特例民法法人が希望する日付けでの新制度への移行を予定しています。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 未移行の法人については、移行期間までに移行が円滑に進むよう、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>また、各部局から移行認定、認可に関する相談があった場合には、引き続き円滑な移行に向けて支援します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し)</p> <p>(1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。</p> <p>本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生の可能性があることから、本年10月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。</p> <p>また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成23年7月に県防災会議を開催し、今後の地域防災計画の見直しの方向が審議されました。</p> <p>(2) 平成23年10月に東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測結果を公表し、沿岸地域における津波避難対策検討のための基礎資料としました。</p> <p>また、同月に緊急地震対策行動計画を策定し、行動項目の推進に向けて市町等と意見交換をし、働きかけを行いました。</p> <p>(3) 平成23年8月から9月にかけて、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査を行い、10月19日には、四日市臨海地区のコンビナート事業者、四日市市等との意見交換のための懇談会を開催し、調査結果を報告するとともに、明らかになった課題について可能なものから早期の取組みを要請しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 国の、防災基本計画の修正内容や、東海・東南海・南海地震の被害想定推計の見直し等の動向を踏まえ、県としても「緊急地震対策行動計画」の取組内容等を加味した見直し項目の検討や課題抽出を行いました。</p> <p>(2) 緊急地震対策行動計画では、安全な避難所、避難経路の確保、住宅等の耐震化に向けた市町の取組支援、地域における防災人材育成、防災活動支援など、緊急、集中的に取り組む対策を進めており、ほぼ全ての行動項目が着手されました。</p> <p>(3) 国の実施した危険物施設等の地震・津波対策の検討結果や県・四日市市で実施したコンビナート事業者に対する地震・津波対策に係る調査・診断結果、10月19日に実施した四日市コンビナート事業者と関係行政機関との懇談会での意見等を踏まえ、可能な項目から石油コンビナート等防災計画等の見直しを行っていきます。</p>
<p><b>平成24年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 緊急地震対策行動計画に掲げる行動項目の目標達成に向けて、引き続き取組を進めます。</p> <p>(2) 国から提示される南海トラフの巨大地震モデルに基づき、県内における地震被害想定調査を実施し、国の新たな巨大地震対策を踏まえ、現行の地域防災計画を見直すとともに、中期的で総合的な対策として「新地震対策行動計画（仮称）」を策定し、新たな地震・津波対策を進めていきます。</p> <p>(3) 国が予定している南海トラフの巨大地震が発生した場合の想定の見直し結果を踏まえ、石油コンビナート防災アセスメントを実施し、三重県コンビナート等防災計画等の見直しを進めていきます。</p>

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証)

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。

これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が 324,385 人のところ避難所等に避難した住民は 2,247 人であり、その割合が 0.7%と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。

また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組まれない。

(防災危機管理分野)

## 講じた措置

平成 23 年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 県民を対象とした「防災に関する県民意識調査」を実施し、東日本大震災を受けての防災意識の変化等を分析しました。
- (2) 平成 23 年 10 月に策定した「緊急地震対策行動計画」に基づき、防災意識の高まりを実際の防災活動につなげるため、東日本大震災での防災関係機関の活動や津波避難訓練の様子をテレビ放映する等、メディアを活用した啓発を行ったほか、出前トークの実施等による啓発活動を実施しました。
- (3) また、自主防災組織への実態調査を行うとともに、図上訓練 (DIG)、避難所運営ゲーム (HUG) 等への支援を実施しました。
- (4) さらに、津波浸水予測調査の結果を活用し、地域の実情を踏まえた避難計画づくり、避難計画に基づく避難訓練の促進等を市町や地域等へ働きかけました。

## 2 取組の成果

- (1) 「防災に関する県民意識調査」によれば、東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受けて「防災に非常に関心を持った」人の割合は 77.1%と防災意識は高まりましたが、「特に対策をとらなかった」人の割合が 34.2%と高い割合を占め、防災意識が行動に結びついていない状況が判明しました。
- (2) 出前トーク等により、延べ約 8,000 人に直接、啓発を行うとともに、自主防災組織等を対象とした図上訓練 (DIG)、避難所運営ゲーム (HUG) の参加者も約 1,500 人になりました。
- (3) 自主防災組織への実態調査では、約 70%の組織から「活動している」という回答が得られたものの、活動が消火・放水訓練や避難訓練等の比較的取り組みやすい内容であり、住民の全てや大半が活動に参加している割合が約 30%に留まっていることが分かりました。

平成 24 年度以降 (取組予定等)

- (1) 津波避難訓練の実施、市町における避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルの見直し・策定の促進、防災意識の高まりを行動につなげる啓発活動の展開など、緊急地震対策行動計画に掲げる行動項目に沿った活動を進めるとともに、避難に関する三重県モデルの検討を進めていきます。
- (2) 自主防災組織については、調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた有効な訓練等の活動が活発になるよう、自主防災組織リーダー研修を実施する等、支援を図っていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (危機管理にかかる職員の意識醸成)</p> <p>(3) 平成 22 年度において、職員の危機管理意識の醸成、リスクマネジメント能力の向上を図るため、各種危機管理研修、リスク把握、リスク評価等を行った。</p> <p>その結果、22 年度実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の 96.7%から 97.3%と 0.6 ポイント向上したものの、基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、77.5%であり、22 年目標値である 95.0%とは、17.5 ポイントの乖離があった。</p> <p>県政運営のマネジメントのベースのひとつである危機管理は、基本的には職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであることから、危機管理の推進を所管する防災危機管理部において、今後も一層職員の意識改善に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>部局に応じた危機の発生に対応できる人づくりを推進していくため、昨年度に引き続き、従来の危機管理の基礎となる共通部分の研修に加えて、「室長等危機管理研修」として、室長等が各所属において研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修、「新任危機管理推進員等研修」として、新たに危機管理推進員、事務担当者となった職員が各部局等の危機管理の推進に必要な知識と技能を習得する研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各階層別昇任時基本研修での危機管理研修の実施 新規採用時研修(4/8)、採用 5 年目職員研修 (5/23, 5/24) 課長補佐級昇任時研修 (7/13~15)、課長級昇任時研修 (5/30, 31)</li> <li>・室長等危機管理研修 (7/27~29)、新任危機管理推進員研修 (6/6, 7)</li> </ul> <p>(2) 危機管理リアルタイムメールの運用</p> <p>本年度の 7 月から、マスコミによる危機事例の報道内容などを全庁的に情報共有し、事例について対話を行うことで、危機発生の未然防止に活かすことを目的として「危機管理リアルタイムメール」の運用を開始し、8 事例について情報共有を行いました。さらに、同事例について、全庁の危機管理推進者で組織する危機管理連会議幹事会の場で、事例についての対応等について議論すると共に、話し合われた対応策等について、メール配信及び「危機管理のとびら(イントラネットHP)」への掲載により全庁共有しました。</p> <p>(3) 危機管理意識調査の実施</p> <p>県政運営のマネジメントベースの一つである危機管理が、どの程度職員の意識に浸透し、理解され、機能しているかを把握するために実施し、分析結果を職員に示しています。なお、各部局別の分析結果を別途各部局に提示し、各部局での次年度の危機管理取組につなげることができるようにしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 室長危機管理研修の実施の結果、ほとんどの職場で危機管理研修が行われました。</p> <p>(2) 研修をはじめとする危機管理の取組の成果として、職員危機管理意識調査の結果、危機意識に関する項目は昨年度に比べると減少したものの、90%を超える職員が肯定的な回答をするなど総じて高く、危機管理意識の面では、一定の意識を持って業務に取り組まれているものと考えられます。</p> <p>(3) 一方、同意識調査の結果、「危機発生時の行動」「マニュアルの理解」といった項目が、それぞれ、80%台、70%台となっており、実際の行動につながらない実態が明らかになっています。</p> <p>(4) また、同意識調査における、「対話を行い、リスクを認識したうえで対策を講じている職員の比率」(リスク対応度)は 22 年度実績では 77.5%と目標値との乖離が大きかったものの、23 年度実施の同意識調査においては、対話の有無を問わず、リスクへの対策を講じている職員の比率を算出したところ、約 90%の職員が肯定的な回答を行っており、リスクへの対策状況については一定の成果が窺えます。</p>

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 「行財政改革取組」の「人づくりの改革」の柱の一つとして「危機管理能力の向上」を位置付け、危機発生時における現場の実際の対応に着目し、現場で指揮を執ることとなる管理者層を対象として、危機発生時の判断力や対応力を養うための研修を新たに実施するとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を通じて、危機対応力を備えた人材育成を一層進めます。
- (2) 危機の未然防止策として、これまで実施してきた事業や制度に潜むリスクを洗い出し、その対応策を検討する「リスク把握取組」では、本庁の事業を企画する担当者等を中心に取り組んできたことから、地域機関等の現場担当者だからこそわかる、実務者の気づきが活かされていない面もありました。  
そこで来年度からは現場を知る実務担当者が中心となって、所属等での活発な対話により、担当業務のリスクの洗い出しとその対応策の検討を行う形へとシフトし、現場担当者によるより実効性のあるリスク把握に取り組むことで、職員の危機管理能力の向上につなげていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙事務において、申請受付日と証紙の消印日が異なっているものがあった。</p> <p>(2) 証紙事務において、調定決議の日が証紙の消印日と異なるものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 証紙収入を伴う申請については、原則受付日に消印をし、収入調定をしています。</p> <p>今回指摘の申請については、高圧ガス製造保安責任者免状等の交付申請であり、9月に受け付けされたものについて、10月1日付けで消印し、受付日の9月で収入調定していました。</p> <p>(2) 受付された申請については、9月中に免状の交付がされており、事務の遅延もなく、単純ミスと考えられます。</p> <p>(3) 今後は、消印の日付を誤らないように注意を払い、消印日による収入調定をしていきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 証紙収入に際しては、受付日に担当者間のダブルチェック、副室長による証紙収入管理、危機管理総務室担当者による調定の際のチェックを徹底し、今後も適正な事務処理をしていきます。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、適正な証紙収入事務に取り組みます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (防災危機管理分野)</p> <p>(2) 物品表示票が貼付されていない備品があった。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (消防学校)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) 備品の管理徹底をはかるため、備品管理台帳と現品との突合調査を行い、廃棄済みが確認できた備品については台帳の削除を行うなどの整理を行いました。あわせて物品表示票の確認を行い、貼付のないものについては改めて貼付を行いました。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整備されていなかったことに関しては、その発生原因として台帳の保管場所を把握していなかったことにあり、このようなことがないよう、保存ロッカーに収納されている簿冊名を記載するようにしました。 (消防学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 保管管理している備品の整理を行ったことで、備品管理事務を適正に行えるようになりました。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 保存ロッカーに収納されている簿冊名を記載するよう保管にしたことで、保管場所が明確になりました。 (消防学校)</p> <p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) (2) 今後も定期的に突合調査を実施するなど、物品管理の適正な事務処理に努めていくとともに、組織改編にあたっては、保管する備品を的確に新所属に引き継ぎ、適正に備品管理ができるようにしていきます。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 保管場所を明確にして整理整頓に努めていきます。 (消防学校)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（損傷額 132,817 円）</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 0 円）</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) パソコンの損傷は、パソコンのキーボード上に文具を置いたままパソコンの蓋を閉めてしまい、液晶画面を損傷させたものであり、職員の不注意によるものです。          今後、このような事例が発生することのないよう、職員に対し物品の丁寧な取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(2)(3) 狭隘場所に入入した防災啓発車が、安全監視員との確認不足や安全監視員がいない時に車両を動かしたことによる安全確認不足により壁面等に接触させたものです。          車両の運行にあたって、安全監視員配置の徹底、また、目視による安全確認の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品の取扱いや管理についての意識付けができ、その後、同様の損傷事例は発生していません。</p> <p>(2)(3) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認及び安全監視員配置の徹底により、一層の安全運行を実施することができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) いずれの金品亡失事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、節目ごとに部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識付けにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 財務会計システムに登録されている行政財産の目的外使用の債務者情報に脱字があった。 (消防学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 財務会計システムへの相手方登録の時に入力誤りがあったもので、相手方登録の修正を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 財務会計システムでの相手方登録情報が正しく修正されました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 財務会計システムへの登録時のチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 交通事故          公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（物損額：県 66,150 円）          (2) 自損事故（物損額：県 107,845 円）          (3) 物損事故（負担割合：県 100%）              （物損額：県 0 円 相手 62,944 円）          (4) 物損事故（負担割合：県 100%）              （物損額：県 0 円 相手 226,800 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防災訓練に係る現地調査のため現場を走行中、生い茂る草木が走行を阻害し目測を誤り、コーナーを曲がる際にフェンスに接触、ボディを擦ったものです。</p> <p>(2) 立体駐車場に入庫しようとしたところ、車体上部にあるパトランプを天井にぶつけ、パトランプと車体屋根を損傷しました。なお、天井側には損傷はありませんでした。          これらの事故発生に対して、自らの感覚を過信せず、注意して運転するよう徹底しました。</p> <p>(3) 防災啓発車が通行可能かを確認するための道路調査時、職員の安全確認不足により建物及び車両に物損被害が発生したものです。          事故発生後、狭隘部への進入の際は、安全監視員配置の徹底、職員同士による県内狭隘部等の危険箇所の再確認及び情報共有の実施をしたところ です。</p> <p>(4) 用務からの帰路、前方不注意により、交差点で信号待ちのため停車中の車に衝突したものであり、職員に向けて運転中の注意義務を徹底しました。</p> <p>(5) 交通事故の発生防止に向けて、12 月に防災危機管理部の全職員を対象とした交通安全研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 注意喚起を徹底したことにより、その後、同様の事故は発生していません。</p> <p>(2) 県内狭隘部等の危険箇所の情報共有及び、狭隘部走行時は防災啓発車要請者に安全監視の協力を求めるとともに安全監視員 1 名以上配置の徹底をしたことにより、物損事故は発生していません。</p> <p>(3) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。</p> <p>(4) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 悪路走行時には、徐行及び目視による安全確認の実施を徹底するとともに、引き続き、注意して運転するよう、グループ会議等でも周知していきます。</p> <p>(2) 今後も県内狭隘部等の危険箇所を、職員間で情報共有するとともに、安全監視員 1 名以上の配置を徹底し、事故の防止に努めます。</p> <p>(3) 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、日常的な交通安全啓発や注意喚起を行っていくとともに、引き続き交通安全講習等を実施し、交通事故等の防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在 3 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当部には当該法人が 3 団体存在していますが、当該法人に対しては、定例の調査時等において新制度への移行状況を確認するとともに、適宜、情報交換などを行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 当該法人からの新制度への移行に関する手続きについての相談に応じています。なお、3 団体は、定款変更案の策定等、移行作業に入っており、平成 25 年 4 月 1 日の移行に向け着実に準備を進めています。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 3 法人が、平成 25 年 4 月 1 日に円滑に新制度へ移行できるよう、適宜相談に応じていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (私立学校施設の耐震化)</p> <p>(1) 平成 22 年度末において、県内私立学校における昭和 56 年以前建築の建物 110 棟中、耐震化済は 76 棟、耐震診断済は 86 棟であり、耐震化率については 86.4%と公立学校よりも 9.2 ポイント低いものとなっている。</p> <p>東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 23 年の春と秋に、国に対して私立学校施設への支援措置の拡充について要望を行うとともに、各学校に補助制度の活用を呼びかけました。</p> <p>(2) 未耐震の学校に対して、耐震化に向けた取組計画の調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>未耐震の学校に対する耐震化の取組計画の調査の結果、平成 26 年度末までの取組状況を把握しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>耐震化の取組計画の調査結果をもとに、平成 24 年度に「命を守る緊急減災プロジェクト」事業のひとつとして「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」を創設し、私立学校が行う校舎等の耐震診断、耐震補強工事、改築工事に対して、県が補助を行い、安心して学べる環境の整備の促進を図っていくこととしています。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新博物館の整備)</p> <p>(2) 新博物館の整備については、平成 22 年 3 月の県議会において附帯決議が決議され、11 月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる 7 つの項目と博物館づくりの 3 つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。</p> <p>整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる 7 項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。</p> <p>また、新たに加えられた 3 つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(文化・生涯学習分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 附帯決議について</p> <p>① 認知度の向上</p> <p>県内各地において、県や市町のもつ広報媒体（県政だより、テレビ、ラジオ等）などを活用した広報、公共施設・交通機関等への看板設置、新聞・雑誌への寄稿、観光施設やイベント会場での PR、緊急雇用促進事業を活用した PR など、自分からアクションを起こさないと情報が入手できない手法だけでなく、受動的に「目や耳に入る」方法を工夫しながら、認知度向上に向けた取組を実施しました。</p> <p>② 県産材の活用</p> <p>来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。</p> <p>③ 文化交流ゾーンの形成</p> <p>図書館と公文書館機能を含めた資料や情報を活用しやすくするための取組や、魅力的で多彩な文化交流ゾーンの催しなどを企画していくため、関係機関等との調整や経営向上懇話会（後述）での意見の聞き取りを行いました。</p> <p>(2) 「7 項目」について</p> <p>① 県費負担の削減</p> <p>年間運営費（維持管理費・事業費）の再試算と節減可能な項目の洗い出し、及び収入増のための方策及び試算を行い、県議会生活文化環境森林常任委員会及び経営向上懇話会において意見の聞き取りを行いました。</p> <p>② 広報体制強化</p> <p>開館に向けた広報及び開館以降の広報のあり方について、時期、手法、重点とすべき点等をおさえた「広報戦略」を作成し、県議会生活文化環境森林常任委員会及び経営向上懇話会において意見の聞き取りを行いました。</p> <p>③ 外部有識者による委員会</p> <p>新県立博物館の効果的かつ効率的な経営の推進に向けて、新県立博物館の活動と運営に係る方針や体制の構築に関する、総合的・俯瞰的な助言をいただくことを目的として「新三重県立博物館（仮称）経営向上懇話会」を設置しました。</p> <p>④ 民間の参画による経営基盤確立</p> <p>県内企業や団体、NPO といった民間部門に対して、様々な面での連携・参画を促す取組について、当館における重要な広報として位置づけて取り組むこととしており、経営向上懇話会においても連携方策に関するアイデアについて意見の聞き取りを行いました。</p> <p>⑤ 現博物館の解決策</p> <p>地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。</p> <p>⑥ 自然エネルギーの活用拡大</p>

建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行っています。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

当該分野において、博物館をテーマとした議論はこれまでほとんど行われていないため、まず文化経済学や文化政策学、経済学を専門とする研究者に対するヒアリングを実施しました。

## 2 取組の成果

### (1) 附帯決議について

① 認知度の向上

今年度、開館に向けた広報及び開館以降の広報のあり方について、時期、手法、重点とすべき点等をおさえた「広報戦略」を作成しており、当戦略に基づいて認知度向上に向けた取組を引き続き実施していくこととしています。

② 県産材の活用

来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。(再掲)

③ 文化交流ゾーンの形成

上記取組内容のほか、県民の方や県議会からも意見をいただいている、総合文化センターと新県立博物館との間の移動を安全かつスムーズに行うための連絡ブリッジ、道路移設、敷地改良など、周辺環境の整備を行うための設計を進めています。

### (2) 「7項目」について

① 県費負担の削減

いただいた意見や他県の状況を踏まえて精査を進めており、開館前年(平成25年度)に収支計画を作成します。

② 広報体制強化

いただいた意見等を踏まえて今年度末に広報戦略をとりまとめており、以降、戦略に基づいて効果的な広報活動を展開していきます。

③ 外部有識者による委員会

今年度は2回開催(10月、2月)し、「広報戦略」「企業、団体、NPO等、多様な主体との連携の進め方」「多様な収入の確保策」をテーマに意見の聞き取りを行いました。いただいた意見を踏まえながら、新県立博物館の効果的、効率的な運営に向けた方針や体制の構築を進めていくこととしています。

④ 民間の参画による経営基盤確立

いただいた意見を踏まえながら随時制度設計を行い、着手できるものから順次事業(募集)を展開していきます。

⑤ 現博物館の解決策

地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。(再掲)

⑥ 自然エネルギーの活用拡大

建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行っています。(再掲)

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

研究者や博物館学芸員と議論を進めており、今年度末を目標に、新県立博物館の運営についての研究会を独自に行いました。

### 平成24年度以降(取組予定等)

「整備を進める前提となる7つの項目」と「博物館づくりの3つの方向性」については、新県立博物館の活動と運営の仕組みづくりや、展示内容のつくり込みを進める中で反映させていきます。

なお、これらについては、毎年度作成する「新県立博物館の活動と運営」の中で、取組状況を報告することとしています。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(3) 県では、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額 438 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>こうした中で、雇用情勢については、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため引き続き、23 年度の緊急的な雇用・経済対策の考え方にに基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>厳しい雇用経済情勢が続くなか、平成 23 年 2 月に定められた「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」に基づき、平成 22 年度から平成 23 年度への切れ目ない対策を進めてきたところです。</p> <p>主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>雇用対策</p> <p>① 雇用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</li> <li>離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会や、地域における継続的な雇用機会を提供しました。(関係各部)</li> </ul> <p>② 職業訓練・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援での支援</li> <li>離職を余儀なくされた方の生活の安定と再就職を支援するため、情報提供や相談の窓口として平成 21 年度に四日市市と鈴鹿市に開設した求職者総合支援センターにおいて、職業・生活相談をワンストップで行いました。</li> <li>・雇用につながる職業訓練</li> <li>離職者や外国人求職者を対象とした職業訓練等の実施、大型自動車 1 種免許の取得など雇用につながる資格取得に対し、受講料の助成を行いました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>雇用対策</p> <p>① 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の雇用人数 3,288 人</li> </ul> <p>② 三重県求職者総合支援センターの取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業・生活相談など：1 日あたり 51.7 件</li> <li>・求人情報閲覧：1 日あたり 149.3 件</li> <li>・外国人職業相談：1 日あたり 4.1 件</li> </ul> <p>③ 公共職業訓練の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者向け民間教育訓練機関への委託訓練：776 人</li> <li>・外国人向け講習</li> <li>津高等技術学校金属成形科：15 人</li> <li>フォークリフト技能講習：53 人</li> </ul>

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

依然として厳しい雇用情勢が続くなか、地域経済を活性化し、地域を元気にすることによって働く場を創出するため、産業施策と連携した実効性の高い雇用対策を進めることとします。

また、若年者や障がい者などの特に就職が困難な方に対し、それぞれのニーズに対応したきめ細やかな支援を行うこととし、産業団体、労働団体、国機関等で構成する「雇用創造懇話会」における意見を参考にしながら、より効果的な雇用施策の展開に取り組みます。

主な取組は以下のとおりです。

- ① 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細やかな就職支援サービスを実施するとともに、不安定な就労状況にある若年者を対象に、早期に就職できるよう研修を実施します。また、若年無業者の職業的自立を進めるため、「地域若者サポートステーション」の支援を行います。
- ② 働く意欲はあるものの就労が困難な障がい者の雇用促進を図るため、障がい者の雇用モデルを創出し、就労支援や職場定着支援を強化するとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援します。
- ③ 東日本大震災や円高等の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、雇用創出基金を活用し、短期の雇用・就業機会の提供や、雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成に取り組みます。（関係各部）

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用)</p> <p>(4) 平成22年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、2年連続で全国ワースト1位となっている。 経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組を実施しているが、今後は国、関係機関等との連携をさらに進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会等と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用</li> <li>② 障がい者雇用優良事業所等表彰</li> <li>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発</li> <li>④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集</li> </ul> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施</li> <li>② 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施</li> <li>③ 職場適応訓練事業の実施</li> <li>④ 障がい生徒職域開発促進事業の実施</li> <li>⑤ 第8回三重県障がい者技能競技大会の開催</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公正採用選考研修会の開催</li> <li>② 障がい者就職面接会の開催</li> <li>③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施</li> <li>④ 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生特別基金事業</li> <li>⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業</li> <li>⑥ 就業のための身体障がい者地域人材育成事業</li> <li>⑦ 障がい者雇用モデル構築緊急雇用創出事業</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：8事業所、就労支援事業所等：31事業所</li> <li>② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社</li> <li>③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回(障害者雇用支援月間：9月)</li> <li>④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：448事業所、開拓求人数：96人、採用者数：63人</li> </ul> <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数64人(うち23年度内に終了する訓練の受講者50人、そのうち修了者45人、就職33人)</li> <li>② 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10人(うち就職6人)</li> <li>③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数343人</li> <li>④ 第9回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目(参加者数)：機械CAD(3人)、喫茶サービス(6人)、電子機器組立(2人)</li> </ul>

パソコン文書作成（14人）、パソコン表計算（9人）  
パソコン文書作成視覚障がい者の部（4人）

(3) その他

- ① 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数：5回、参加者数：310事業所
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数  
開催回数：7回、参加企業数：141社、参加者数：831人(いずれものべ数)
- ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業  
実施団体：1団体、雇用障がい者数：12人
- ④ 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生特別基金事業  
実施団体：4団体、雇用障がい者数：23人
- ⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業  
委託先：障がい者の在宅就業を行うNPO、業務開拓及び在宅就業者の支援を実施
- ⑥ 就業のための身体障がい者地域人材育成事業  
雇用障がい者数：40人

平成24年度以降（取組予定等）

平成23年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年より0.01ポイント改善し、1.51%でした。実雇用率は、都道府県別では全国第46位で、依然として低迷を続けています。これらを改善するために国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発等の従来の取組に加え、平成24年度には新たに障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援する助成制度を設け、障がい者の働く場の拡大を図ります。

また、障がい者の職域開発、労務管理、雇用に対する経営への影響等を専門的に検討し、障がい者雇用の優良モデルを創出します。得られたモデルを基に就職に直結する求人の開拓を行うとともに、モデルは今後の企業等への普及・啓発活動に活用します。

さらに緊急雇用創出基金を活用し、障がい者を対象に座学研修とインターンシップを組み合わせた人材育成事業を実施し、約40人の障がい者の早期の就職を支援するとともに、他にも障がい者の地域人材育成事業を実施し、障がい者の就職を支援していきます。

職場実習事業についても、より就職につながるように再構築した障がい者就労アプローチ支援事業を行い、障がい者雇用の前段階である実習を拡大します。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止)</p> <p>(5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 22 年において人身事故件数は 11,275 件で前年より 97 件減少し、負傷者数も 14,878 人で前年より 248 人減少している。しかし、交通事故死者数については、長期的には減少傾向にあるものの、22 年は 135 人と前年より 23 人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の半数以上を占めている。</p> <p>高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者を中心とした交通弱者（歩行者及び自転車利用者）に重点を置いた事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 交通情勢の変化等を踏まえ、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定める第 9 次三重県交通安全計画において、「高齢者及び子どもの安全確保」及び「歩行者及び自転車利用者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして位置づけ、交通安全教育や啓発活動等の推進を図っていくこととしました。</p> <p>(2) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して運動を展開しました。</p> <p>(3) 老人クラブで交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員（シルバーリーダー）」を対象とした交通安全研修会を実施し、シルバーリーダーが地域や老人クラブにおいてより活発に活動できるよう支援を行いました。（13 回実施、251 人受講）</p> <p>(4) 各地区の指定自動車教習所及び三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全講習の受講の機会が少ない運転免許を持たない高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。（17 回実施、179 人受講）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、通学路における交通安全指導の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。 (シルバーリーダーによる交通安全活動回数：723 回)</p> <p>(2) 平成 23 年における交通事故死者数は 95 人と前年に比べ 40 人減少し、また、高齢者の交通事故死者数は 53 人となり、前年と比較して 18 人減らすことができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後、高齢者等の交通事故抑止対策の推進がますます重要となることから、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。</p> <p>(2) 新しいシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図るため、研修会を開催し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して、必要な指導方法や情報の提供を行い、地域で行う交通安全活動の広がりを支援します。 (研修会開催回数：18 回、研修人数：300 人)</p>

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(みえ災害ボランティア支援センターへの支援)

- (6) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う支援活動のため、3月14日に「みえ災害ボランティア支援センター」が発足し、4月1日以降4次にわたる被災地への先遣隊派遣や、ボランティアバスの企画・募集・実施を行っている。

支援センターの運営は構成団体からの支援により実施され、県も構成員として事務局職員の人件費やバス運行経費を負担しているが、支援活動が長期化する見込みでありかつ被災地の要望は時々刻々と変化するため柔軟な対応が求められる。

このため、支援センターが必要に応じて新たな取組に対応できるよう、県においても支援体制を整え連携して被災地域への支援に取り組まれない。

(人権・社会参画・国際分野)

## 講じた措置

## 平成23年度

## 1 実施した取組内容

## (1) 事務局運営

活動支援金を募集するとともに、事務局職員を雇用し、安定して支援できる体制づくりを行いました。

- ・活動支援金募集開始(4月5日～, 現在の総金額: 10,133,529円)
- ・事務局職員雇用開始(5月1日～, 現在の有償スタッフ数: 7名)

## (2) 支援内容

具体的な支援として、主に、以下のような事業に取り組みました。

- ・「みえ発! ボラパック」(ボランティアバス) ※三重県内及び山田町内  
三重から岩手県山田町へ、ボランティアをバスで送り届ける取組を行いました。
- ・「みえで仲間をつくり隊!」 ※三重県内  
東日本大震災の発生に伴い、三重県内への避難を余儀なくされた方々への支援を行いました。
- ・「思いで戻し隊・みえ」(写真等の洗浄ボランティア) ※三重県内及び山田町内  
津波等で汚れてしまった写真を三重に持ち帰り、綺麗にしてお返しする取組を行いました。
- ・「ボランティアについて知り隊・話し隊」 ※三重県内  
県内の方々の災害ボランティアに関する疑問等を解消する場づくりの取組を行いました。
- ・「山田町ではってマップ」第1号・第2号の作成 ※山田町内  
山田町で営業を再開した商店や仮設店舗等の情報を地図にして山田町全戸へ配布しました。
- ・「東日本大震災 写真展」の開催 ※三重県内  
東日本大震災発災直後やボランティア活動の様子を撮影した写真を展示しました。

## 2 取組の成果

「みえ発! ボラパック」は、平成23年4月から11月まで運行し、のべ648人の方々にご参加いただきました。現地において、瓦礫撤去や仮設住宅への引っ越し作業など、さまざまなボランティア活動を実施することで、被災地の復旧・復興に大きく貢献しました。

また、県内に避難された方々に対する支援では、避難者の方々の交流の場づくり等をこれまで7回実施し、のべ162名の避難者の方々にご参加いただきました。この取組が、三重県での生活の不安や悩みを解消することにつながりました。

その他、県内でのボランティア活動に対する啓発のための取組などを実施し、東日本大震災に対する継続的な支援と県内の防災意識の向上に寄与しました。

なお、職員を雇用することで、安定的なセンター運営及び事業実施が可能となるとともに、ご寄付いただいた活動支援金を東日本の支援に結びつけることができました。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

瓦礫撤去などの一般的な災害ボランティアニーズについては収束しつつありますが、まだまだ被災地は復興の歩みを始めたばかりです。また、時間が経過するとともに、被災地・被災者のニーズは多様化していきます。

そのため、平成 24 年度以降も引き続き、刻々と変化するニーズに柔軟に対応しながら、以下のような活動を主な取組として実施するとともに、県内において啓発活動等も合わせて行っていく予定です。

また、新たな大規模災害が発生した際には、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、みえ災害ボランティア支援センターの迅速な設置を支援します。

- ・「みえ発！ボラパックⅡ」

文化活動やスポーツ交流活動ができる三重県の団体を、バスで被災地まで送り届け、仮設住宅、多目的施設やグラウンドなどで被災者に寄り添ったボランティア活動を実施します。

これにより、被災者の趣味の再開、人々の交流の場の創出を実現し、心の復興につなげます。

- ・「みえで仲間をつくり隊！」

県内に避難された方々に対して、寄り添いながら支援を行います。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が 43,076,292 円 (対前年度比 98.8%) あり、前年度と比べて 530,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 278,000 円 (対前年度比 93.6%) あり、前年度と比べて 19,000 円減少しているものの、今後もその収納促進に努められたい。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。</p> <p>(1) 建物使用料において月割計算の際の端数処理を誤っていたため、歳入戻出を行っていた。 (文化・生涯学習分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。 他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。 ともに、定期的に電話での督促も実施しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債務者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 当該事案は建物使用団体の解散により使用期間が未定であったため、1 年間の使用料を算出し分割納付を認めていたもので、平成 23 年度に同様の事例はありません。今後、使用料の分割納付を認める際は、過納付による歳入戻出が生じないように最終納付時に端数調整を行う等、適正な事務処理に努めます。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、平成 24 年 3 月末現在までに 56 万円の支払いがありました。 他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 24 年 3 月末現在までに 10 万 5 千円の支払いがありました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金において 15,000 円、妊産婦出産費補助金返還金において 2,000 円が納付されました。(残額計 261,000 円 平成 24 年 3 月末現在) (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 平成 23 年度に同様の事例はありません。 (文化・生涯学習分野)</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。また、ともに定期的に電話による督促を行っていきます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 今後、使用料の分割納付を認める際は、過納付による歳入戻出が生じないように最終納付時に端数調整を行う等、適正な事務処理に努めます。 (文化・生涯学習分野)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 22 年度拠点間連携による多彩な文化機会提供事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 【平成 22 年度次世代の文化体験活動推進事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(3) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 必要な金額の印紙が貼付されていなかった。 (勤労・生活分野)</p> <p>(4) 【NPO活動基盤強化事業業務委託】 執行伺いが未作成で、出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が複数件まとめて作成されていた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 【平成 22 年度外国人住民への情報提供事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(6) 【平成 22 年度災害時外国人住民支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 【平成 22 年度「人権講演会」講師派遣業務委託】 予定価格が設定されていなかった。 (四日市県民センター)</p> <p>(8) 【心に訴える啓発放送委託】 委託先の個人情報の管理体制の把握が不十分であった。 (人権センター)</p> <p>(9) 【県立博物館移動展示受付・監視等業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (博物館)</p> <p>(10) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。 (斎宮歴史博物館)</p> <p>(11) 【斎宮歴史博物館受付業務】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。 (斎宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 事前検査が必要な内容を一覧表に整理し、全職員に周知するとともに、財務システムのパソコン上に掲載しました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(3) 経理担当者が事前検査について、検査漏れのないよう職員に徹底指導しました。 また、印紙税規定の遵守について、職員に指導しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(4) 指摘事項について、同じ誤りがないように職員に周知徹底しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5)(6) 担当職員が事前検査対象案件について認識を持つよう徹底し、再発防止に努めました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 会計規則等を遵守し、予定価格の設定を行うとともに、今回の指摘について周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。 (四日市県民センター)</p> <p>(8) 個人情報取扱事務委託基準を再確認し「責任者の報告」を委託先より受けました。 (人権センター)</p> <p>(9) 執行伺い決裁後の出納局事前検査については、事前検査対象案件であったが、事前検査を受けていませんでした。そのため、経理担当者が事前検査について、再認識し、検査漏れのないよう徹底しました。 (博物館)</p> <p>(10)(11) 個人情報の管理に関する部分について、改正後の基準により変更契約を行いました。</p>

また委託先の事業者に対して、再度注意を促しました。

(齋宮歴史博物館)

## 2 取組の成果

- (1)(2) 事前検査について、職員の意識づけを行ったことにより、再発防止につながっています。  
(文化・生涯学習分野)
- (3) 執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適切に処理しました。  
また、印紙税規定についても規定に従い適切に処理しました。  
(勤労・生活分野)
- (4) 今年度の同様の契約では、適正に事務処理が行われました。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (5)(6) 事前検査について担当職員が認識を持つようになったことにより、適切に事前検査を受けました。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 会計規則等に基づき、適正な会計事務処理を行いました。  
(四日市県民センター)
- (8) 個人情報の伴う委託業務にあたっては、個人情報取扱事務委託基準に沿い個人情報は適正に管理されています。  
(人権センター)
- (9) 事前検査について、経理担当者が再認識し、起案者とともに意識付けを行ったことにより、適切に事前検査を受けることができました。  
(博物館)
- (10)(11) これまでも個人情報管理には注意を払ってきましたが、より一層厳重な管理に努めました。  
(齋宮歴史博物館)

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1)(2) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。  
(文化・生涯学習分野)
- (3) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。  
また、印紙税規定を遵守し、適正に処理するよう努めます。  
(勤労・生活分野)
- (4) 今後も職員に会計事務について周知を図り、適切な事務執行に努めます。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (5)(6) 引き続き、事前検査を適切に受けるように努めます。  
(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 引き続き、会計規則等に基づく適正な事務処理に努めてまいります。  
(四日市県民センター)
- (8) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。  
(人権センター)
- (9) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。  
(博物館)
- (10)(11) 今後とも、法令の適正な運用に努めていきます。  
(齋宮歴史博物館)

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【隣保館運営費等補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度補助金の精算にかかる実績報告書が期限までに提出されていなかった。</li> <li>・概算払精算書の精算額と実績報告書の精算額が一致していないものがあった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(人権センター)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象市町に対し、期限内の提出を指導し、期限後提出の防止に努めました。</li> <li>・補助対象市町に対し、精算額に相違がないよう指導し、再発防止に努めました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町から期限後に提出される事なく、適正に処理されています。</li> <li>・精算額の相違なく、適正に処理されています。</li> </ul>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 保管転換を行った際に、財務会計システム上の処理が遅れ年度をまたいでいるものがあった。          (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。          (人権センター)</p> <p>(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。          (博物館)</p> <p>(4) 入場券、招待券等の実数が台帳上の在庫と整合していなかった。          (齋宮歴史博物館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品の引渡し日が未定だったため、保管転換することのみを予め決裁を受け、実際に引き渡した後に財務システム上の処理をする予定でしたが、担当者が失念し、監査に際して処理の漏れが判明したため、当日中にシステム上の処理を行いました。          今後、同じ誤りが発生しないよう、職員に周知し、会計規則を遵守した事務執行の徹底を図りました。          (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び担当課内で再確認し公有財産使用許可（貸付）台帳の整理を行いました。          (人権センター)</p> <p>(3) 次のとおり実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠管理ができるスチール製の保管庫を廃校となった高校から譲り受けて設置した。</li> <li>・薬品台帳へ薬品量の調査を行い記録を取り直した。</li> <li>・薬品のガラス瓶を、クッション材を付けてビン同士の衝撃をなくす工夫も行った。(博物館)</li> </ul> <p>(4) 不要となった無料券を処分したこと及び入館券・招待券の払い出し時に出納簿へ記載が漏れていたことが原因でした。払い出した枚数と現在ある券の枚数を再度チェックし出納簿との整合を図りました。また、今後出納簿への記帳漏れを防ぐために、業務を複数人で分担し相互チェックを行うようにしました。          (齋宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品管理事務に関する職員の意識の向上を図ることができました。          (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳により、貸付財産の管理が訂正に処理されています。          (人権センター)</p> <p>(3) 鍵管理による盗難防止や、地震に対応できる状態を継続して管理を行っています。          (博物館)</p> <p>(4) 適正な会計処理が行われています。          (齋宮歴史博物館)</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、物品管理事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行うよう努めます。          (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。          (人権センター)</p> <p>(3) 引き続き、法に基づく盗難防止等の措置や、地震に対応できる状態での管理を適切に行っていきます。          (博物館)</p> <p>(4) 今後とも適正な会計処理に努めていきます。          (齋宮歴史博物館)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 所在不明図書 (22 冊 取得価格 78,677 円) (図書館)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。</p> <p>また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>磁気式図書貸出確認装置導入により昨年の 39 件より減少しており、着実に成果を上げています。また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに、今後とも来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 使用料及び賃借料において支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 単価契約による筆耕翻訳料において、支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 委託料、備品購入費の一部で、支出負担行為は行われているものの、財務システム上での整理が遅延しているものがあった。 (津高等技術学校)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施設使用規定の再確認を行い、利用料金誤りのないように徹底しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 反訳業務の依頼に当たり、契約先に、契約に従い適正に請求額を積算するよう連絡しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 契約締結時に、財務端末に入力するよう徹底を図りました。 (津高等技術学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 対象施設使用規定に基づき適正に執行されています。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 平成 23 年度においては、請求額の誤りはありませんでした。よって、歳出戻入の必要も生じていません。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 適正に財務端末処理を実施できました。 (津高等技術学校)</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理を行うよう努めます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 単価契約による反訳業務の契約締結に当たっては、契約先に、契約に従い適正に請求額を積算するよう連絡します。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。 (津高等技術学校)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 0 円 相手 185,710 円）（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 46,095 円）（四日市県民センター）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事故を起こした職員に直接注意を行うとともに、室内の職員に公用車運転の際の一層の注意を呼びかけました。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 四日市地域安全衛生委員会主催（事務局 四日市県民センター）により、平成 23 年 12 月 6 日に安全運転講習会を開催しました。</p> <p>四日市地域事務所長連絡会議（平成 23 年 12 月 15 日開催）において、公用車運行について事例を示した情報提供・注意喚起を行いました。（四日市県民センター）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度においては、県の負担を伴う公用車運転上の事故は発生していません。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 186 人の庁舎職員が受講しました（うち県民センター職員 17 人）。</p> <p>各事務所長より、所内のミーティング等を通じて、各職員に周知徹底が図られました。（四日市県民センター）</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も、公用車運転における注意を職員に徹底していきます。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 平成 24 年度も同様の安全運転講習会を実施します。</p> <p>引き続き四日市地域事務所長連絡会議を通じ、公用車の安全な運行についての情報提供・注意喚起を図っていきます。（四日市県民センター）</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 40 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明等を随時実施してきました。</p> <p>平成 23 年度においては、平成 24 年 4 月 1 日付け移行を目指し多くの法人が移行認定・認可申請に向けて動き出す年であったことから、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、法人それぞれの今後の申請予定を確認するとともに、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>(2) 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 9 月 30 日時点で未移行であった生活・文化部所管 40 法人のうち、すでに 17 法人が公益法人への移行認定を、3 法人が一般法人への移行認可を受けています。</p> <p>また、その他の法人についても定款変更の案の策定作業など新制度への移行に向けた準備を進めています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>今後も引き続き、所管法人に対して新制度への移行に関する情報提供を積極的に行うとともに、必要な助言を行い、新制度への円滑な移行を促進していきます。</p>

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(食の安全・安心の取組)

- (1) 食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成 22 年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているため、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。

また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。

(健康・安全分野)

## 講じた措置

## 平成 23 年度

## 1 実施した取組内容

食品の安全確保のため、毎年度当初に「三重県食品監視指導計画」を定め、本計画に基づき計画的に食品営業施設の監視指導や食品の試験検査等を実施するとともに、事件や事故等の際は適切に対応するようにしています。

- (1) 三重県内では、平成 22 年に腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒が 4 件発生したこと、平成 21 年に発生した食中毒の約半数は、カンピロバクターを原因とするものであったことから、平成 22 年度は食肉等の適切な取扱いについて、食肉販売店を中心に重点的な監視指導を行いました。

また、平成 23 年 4 月に富山県等で発生した食肉の生食を原因とする腸管出血大腸菌による食中毒事件を受け、県内の生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売店等を対象に順次緊急監視（立ち入り検査）を実施しました。

更に、生食用食肉の新しい規格基準が平成 23 年 10 月 1 日に施行されたことに併せて、県では、効率的な監視等を実施するため、生食用食肉を取り扱う施設について事前に保健所に届出させるなどの届出制（四日市市も同時に）を導入しました。

- (2) 食品の試験検査については、近年の自主回収情報、収去検査結果、県民の関心等を総合的に判断し、残留農薬や食品添加物、重篤な健康被害を引き起こすアレルギー物質検査、食肉・食鳥肉の大腸菌群等の微生物検査及び残留有害物質検査を実施しました。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災にともなう原子力発電所事故を原因とした食品等への放射性物質汚染が問題となり、県内でも汚染された稲わらを給餌されていた牛の肉が流通していたため、放射性物質検査を実施しました。

- (3) 食品営業者の自主衛生管理の促進を図るため、従前より HACCP 手法を取り入れた自主衛生管理の認定制度を実施していましたが、平成 23 年度から、制度を見直し、一般衛生管理と HACCP 手法を導入した 2 段階のプログラムとし、飲食店営業者等のより多くの事業者が参加できるようにした「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を制定し、自主衛生管理を促進しました。

- (4) 県民の方に、食品衛生について啓発等を図るため、三重県のホームページである「食の安全・安心ひろば」を活用するとともに、毎年 8 月を食品衛生月間として啓発活動を実施しました。

## 2 取組の成果

- (1) 平成 23 年度の「三重県食品監視指導計画」の実施結果については、平成 23 年 9 月に中間結果を三重県のホームページで公表しました。

- (2) 生食用食肉の緊急監視については 5 月 9 日から県内各保健所で、生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売店等を対象に順次緊急監視（立ち入り検査）を実施し、生食用食肉の取扱いを行っていた施設（485 施設）を把握するとともに、これらの施設については、三重県食品衛生監視指導計画に基づく重点監視施設に新たに規定し、その後も重点的な監視指導を実施しています。

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 平成 23 年度の「三重県食品監視指導計画」の実施結果は、平成 24 年 6 月を目処に、三重県のホームページで公表する予定です。平成 24 年度についても、平成 23 年度の状況等を勘案し、下記事項について、追加・改善を行い「平成 24 年度三重県食品監視指導計画」を策定しています。

ア 平成 23 年度に引き続き、生食用食肉取扱施設を重点監視施設として位置づけ、重点的に監視を実施し、食中毒防止に努めます。

イ 東日本大震災の影響による原子力発電所事故を原因とした食品の放射性物質による汚染が問題となっており、食品中の放射性物質について今後、新たな基準値が設定される事から、平成 24 年度は、流通している食品の安全性を確認するため計画的な放射性物質検査を実施します。

ウ 三重県食品の自主衛生管理認定制度については、より多くの事業者に取り組んでいただけるよう、事業者に対する制度の啓発や消費者へ周知を行っていきます。

今後、この「平成 24 年度三重県食品監視指導計画」を計画的に実行することで、平成 24 年度も引き続き食品の安全・安心確保に努めてまいります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (災害時医薬品の確保)</p> <p>(2) 災害時に必要となる外科系救急医薬品の備蓄を三重県医薬品卸売業者に委託するとともに、直轄で津市内、志摩市及び熊野市内で備蓄をしているが、平成 23 年の台風 12 号による水害で、熊野保健福祉事務所に備蓄していた薬品の一部が被害を受けた。  震災等の災害時の医薬品確保のため、委託先を含め備蓄場所の再点検を行うとともに、必要があれば備蓄場所の見直し等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康・安全分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容  県直轄の備蓄場所 3 か所、委託契約による医薬品等の備蓄場所 38 か所について、県の津波浸水予測図（平成 23 年度版）に基づいて再点検を行いました。  その結果、防潮堤等の施設がないとした場合は、県直轄では熊野保健福祉事務所、委託契約による備蓄場所では 15 か所において、浸水被害を受ける可能性があることが判明したため、備蓄場所の見直しを行いました。</p> <p>2 取組の成果  熊野保健福祉事務所に備蓄していた医薬品等については、浸水被害がないと想定される熊野市内の県有施設に移動しました。  また、委託契約による備蓄場所については、委託先の変更や備蓄場所を 1 階から 2 階に変更するなどの対策により、すべての備蓄場所が予測される浸水に対応できることとなりました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>今後とも必要に応じて備蓄場所の見直し等を検討していきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(3) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し、重点課題である「地域がん登録」を平成 23 年 7 月から実施するなど鋭意取り組んでいるが、依然として早期発見につながる「がん検診」の受診率について、乳がん検診受診率が全国 36 位(平成 21 年度)であるなど、全国水準より低位となっている。</p> <p>引き続き、市町や医療関係機関等と連携し、検診の重要性などの啓発活動等を実施して、受診率の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>がん検診受診率(平成 22 年度)については、乳がん 21.8%(前年比 7.8 ポイント増)、子宮頸がん 27.2%(同 8.2 ポイント増)、大腸がん 20.5%(同 2.3 ポイント増)、胃がん 8.0%(同 0.3 ポイント増)、肺がん 20.2%(同 2.0 ポイント増)であり、三重県がん対策戦略プランの数値目標で掲げている受診率 50%の達成に向けて、多様な主体との協働による、効果的な普及啓発の実施等、様々な取組を進めました。</p> <p>がん検診受診率向上の取組として、国が平成 21 年度より 5 歳刻みの対象年齢に無料のクーポン券を送付する「がん検診推進事業」を実施していますが、無料であるにもかかわらず利用率が伸び悩んでいるため、平成 23 年度、新規の県単事業として「がん検診受診率向上モデル事業」を立ち上げ、がん検診受診を促す家族・友人からの手紙作戦や小学校での検診の実施など、がん検診無料クーポン券の利用率向上につながるモデル的な市町の取組を支援しました。</p> <p>また、特に乳がん検診については、NPO 法人三重乳がん検診ネットワークとの協働により、マンモグラフィの未経験者を対象とした無料体験会を平成 22～23 年度に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度「がん検診受診率向上モデル事業」補助金については、松阪市、桑名市、名張市、熊野市、菰野町、玉城町、紀宝町の 7 市町が活用し、受診率の向上に取り組めました。</p> <p>また、マンモグラフィの未経験者を対象とした無料体験会については、平成 22 年度は 383 名が受診しました(うち要精検 40 名、乳がん発見 3 名)。平成 23 年度は 10 月 8 日に実施し、233 名が受診しました(うち要精検 20 名、乳がん発見 1 名)。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>平成 24 年度から「がん予防・早期発見推進事業」を新たに立ち上げ、がん予防や早期発見に関し、全国や県内市町で先進的に実施されて効果をあげている取組や市町独自の新たな取組に、全ての市町が取り組んでもらえるよう市町のこれらの取組に対して補助し、県内市町全体のがん予防・早期発見の取組を促進します。</p> <p>さらに、「(一部新)がん検診受診促進・精度管理事業」により、NPO や企業、医療機関、市町との連携のもと、がん検診の必要性の啓発と検診精度の向上を図ります。</p> <p>また、肝臓がんの予防については、「肝炎対策コーディネーター養成事業」を新規に立ち上げ、発症の主な原因であるウイルス性肝炎について、検診の受診促進を行うコーディネーターを養成します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保の取組)</p> <p>(4) 県は医師や看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医師キャリアサポートシステムやナースバンク制度等に取り組んでいるが、県内の医師・看護職員数は、人口 10 万人あたりの施設従事医師数が全国 38 位（平成 20 年末現在）、看護師従事者数が全国 38 位（平成 22 年末現在）であるなど、全国平均を下回っている。</p> <p>引き続き、人材確保対策や医師のキャリア形成支援等を充実させ、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業や勤務医負担軽減対策等を実施したほか、23 年度より新設した研修医研修資金貸与制度の運用を開始しました。</p> <p>また、中長期的な視点に立った取組として、医師修学資金貸与制度の運用、臨床研修病院の魅力づくりの支援、三重大学医学部との連携や地域医療研修センターの取組を通じた地域医療教育の充実等に取り組みました。</p> <p>(2) 医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組む三重県地域医療支援センター（仮称）の設置に向けた調整を行いました。</p> <p>(3) 看護職員の確保対策として、看護師等養成所への運営費補助や専任教員養成講習会を実施するとともに、定着促進として、病院内保育所の設置運営への支援、新人看護職員研修の実施、さらに、看護職員としての復職を支援するために、ナースセンター事業による看護職員の無料職業紹介や潜在看護職員復職研修を実施するなどの取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医師不足の影響を当面緩和する取組では、医師無料職業紹介事業において、医療機関からの求人と医師からの求職について仲介事業を継続し、成約件数 14 件（常勤 5 件・非常勤 9 件）（平成 22 年 10 月～平成 24 年 3 月末現在）と着実に成果を出しつつあります。また、今年度より創設した、研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医 18 名、専門研修医 2 名に貸与することとし、県内で勤務する若手医師の確保につなげました。このほか、病院勤務医の負担軽減対策として 5 病院を支援し、県内医療機関への定着化に向けた環境づくりを行いました。</p> <p>(2) 中長期的な視点に立った取組では、医師修学資金貸与制度の運用において、新たに 62 名、貸与者累計 285 名（平成 24 年 3 月末現在・返還者除く）に貸与し、将来県内で勤務する若手医師の確保を図りました。また、臨床研修病院における魅力度の向上を支援し、臨床研修医を確保する環境づくりを行いました（マッチング率：平成 23 年度 72.7%、平成 22 年度 72.1%）。また、地域医療研修センター事業では、初期臨床研修で必修となる地域医療研修において、受入定員枠の 35 名を超える応募があり、過去の研修修了者の中から後期研修を同センターで行う医師もでています。</p> <p>(3) 看護師等養成所で必要な専任教員については、講習会の実施により 30 名の専任教員を認定しました。また、新人看護職員研修では、各医療機関からの研修受講者が増加し定着促進の取組が進みました。また、ナースセンター無料職業紹介では、登録者 1,007 名のうち 452 名の就業者を得て看護職員の復職につながりました。</p>

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 医師不足・偏在の解消に向けて、引き続き、医師無料職業紹介事業等の医師不足の影響を当面緩和する取組や、医師修学資金貸与制度の運用等の中長期的な視点に立った取組を進めます。
- (2) 若手医師の確保のためには、医療機関における指導体制の充実を図ることが重要となるため、新たに、指導医の育成支援に取り組みます。また、平成 10 年から平成 22 年までの 12 年間で、県内病院に勤務する 50 歳以下の女性医師が約 44% 増えていることから、女性医師の子育て・復帰支援に取り組みます。さらに、今後、三重県地域医療支援センター（仮称）を設置し、医師不足調査・分析、医師のキャリア形成支援モデルの検討、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組みます。
- (3) 看護職員の確保に向けて、これまでの取組に加え、新たに、多様な勤務形態の導入や勤務環境改善の取組を検討している医療機関に対しアドバイザーを派遣し助言等を実施するとともに、看護職員の様々な悩みや不満への相談に応じる窓口を設置し、定着促進に向けた取組を進めていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (救急医療体制の整備)</p> <p>(5) 医師の確保が困難な中、限られた医療資源のもと迅速で的確な救急搬送が行われるよう、地域医療再生計画に基づく医療機関の機能分化と連携を促すとともに、二次輪番病院への機能強化に向けた支援を行い、救急搬送や受入が円滑に行われるよう体制の強化等に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 初期救急の医療情報を県民に提供し、適切な受診行動を促進するため、救急医療情報システムを改良し、平成 23 年 10 月から運用しました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画（平成 21 年度策定）に基づいて、伊賀地域の病院の機能分担を進め、救急医療体制の強化を図るため、伊賀地域救急輪番 3 病院（上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院）の設備整備に支援を行うとともに、地域医療再生計画（平成 23 年度策定）に基づいて、桑名地域の二次救急医療体制を強化するため、桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に支援を行うなどにより、計画の進捗を図りました。</p> <p>(3) 県内の三次救急医療体制の充実・強化を図るため、平成 24 年 2 月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院を基地病院として、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリの運航を開始しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 救急医療情報システムのホームページのデザイン刷新、検索メニューの充実、高性能の地図の採用など、システムが利用しやすくなりました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画に基づき、病院の再編統合に向けての準備が進められるとともに、救急医療機関の医療機器の設備強化等が進みました。</p> <p>(3) 県独自のドクターヘリにより、脳卒中や急性心筋梗塞など重症な救急患者が医師による初期治療を受けるまでの時間が短縮されました。</p> <p>なお、平成 23 年度（2 か月間）の実績は、19 件（現場出動 9 件、病院間搬送 10 件）でした。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 救急医療情報システムに参加し、時間外に診療を行う医療機関の増加に向けて、関係団体と連携して、取り組んでいきます。</p> <p>(2) 地域医療再生計画に記載した事業を着実に進めることができるよう、関係機関や関係団体と連携して取り組んでいきます。</p> <p>(3) ドクターヘリが適切に運航されるよう、基地病院（三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院）や消防本部等の関係機関に対して、必要な支援を行っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (災害医療体制の再構築)</p> <p>(6) 三重県災害医療対応マニュアルは、平成 22 年 4 月 1 日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。</p> <p>また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 東日本大震災の際に、災害拠点病院として活動を行った石巻赤十字病院（宮城県）の外科部長（県災害医療コーディネーター、統括DMAT）に、震災の経験を踏まえた課題、災害医療体制の確保に向けて医療機関、行政が今後取り組むべき課題について聞き取りを行いました。</p> <p>(2) 県医療救護班の活動検証 医療救護班として岩手県で活動いただいた医療機関に対するアンケート調査を実施し課題を洗い出すとともに、支援先であった岩手県立高田病院院長、岩手県の災害医療担当者からも聞き取りを行い、活動報告書として取りまとめました。</p> <p>(3) DMAT実働訓練（SCU設置訓練） 平成 24 年 1 月 21 日（土）、22 日（日）に、三重大学において、DMAT中部ブロック訓練を実施しました。 津市に直下型の大地震が発生したとの想定をもって、中部 9 県DMATに対する情報伝達訓練、参集訓練、災害拠点病院（三重大病院）支援訓練、病院前トリアージ訓練、SCU設置運営訓練、航空機搬送（域外搬送）訓練を実施しました。 中部 9 県のDMAT34 チーム（うち県内 8 チーム）、約 170 名が参加したほか、自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関の参加のもと、連携した訓練を実施、延べ 400 人が参加しました。</p> <p>(4) DMAT実働訓練への保健福祉事務所の参加（SCU設置運営訓練）</p> <p>(5) EMIS訓練 上記DMAT実働訓練に合わせて、県内の二次輪番病院等（34 機関）を対象として、EMIS入力訓練を行いました。（災害想定に応じた仮想被害データの入力訓練）</p> <p>(6) 地域災害医療対策会議の開催等 地震、風水害など大規模災害発生時に、関係機関が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討するために設置するもので、今年度は桑名保健所管内の市町、医療、消防、警察等の関係機関による検討が行われました。 また、災害対応訓練等の実施（5 地域）、マニュアル未策定の保健所におけるマニュアル策定等の取組を行いました。</p> <p>※DMAT（災害派遣医療チーム） 災害の急性期（概ね 48 時間以内）に迅速に救急医療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療チーム</p> <p>※SCU（広域搬送拠点臨時医療施設） 災害時に被災地外に広域搬送が必要な重症患者を一時収容するための臨時医療施設</p> <p>※EMIS（広域災害情報システム） 災害時に、全国の災害拠点病院等が搬送受入の可否や建物被災状況の情報を入力し、情報共有を行うことにより、迅速かつ効果的な広域搬送を行うためのシステム</p> <p>2 取組の成果 医療救護班の活動やDMAT実働訓練を通じて、実際に災害が起こった時の県やDMATがなすべきこと、その動き方、課題等が明らかになり、今後、対応をスムーズに行うためのマニュアル作成に向けた準備ができたと考えます。</p>

また、台風 12 号の対応を通じて、災害対応の課題、地域機関の役割がより明らかになりました。

**平成 24 年度以降（取組予定等）**

- (1) 上記DMA T 訓練や医療救護班の課題検証を踏まえ、課題の整理を行い、見直し後の被害想定を前提条件に、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行います。
- (2) 地域医療再生基金を活用し、医療従事者（看護師、DMA T 等）に対する研修を実施します。
- (3) 災害医療対応マニュアルの見直しの過程で、地域機関と連携して課題検証等を進めるとともに、引き続き、訓練、地域での災害医療対策会議の開催を働きかけていきます。
- (4) 災害対応等の実働訓練や図上訓練に参加し、災害時の医療救護、広域搬送等の検討を進めます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(7) 少子高齢化が進む中、平成 22 年 9 月現在、特別養護老人ホームへの入所申込者数は 10,842 人で、そのうち重度で、自宅での介護を受けている人は 2,240 人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。</p> <p>入所の必要性の高い人が待機することなく、特別養護老人ホームなどの施設サービスを円滑に享受できるよう、引き続き特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携をして介護保険事業支援計画等に基づく施設整備を着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「第4期三重県介護保険事業支援計画・第5次三重県高齢者福祉計画（平成21年度～平成23年度）」に基づき、平成23年度の施設整備計画を選定し（平成23年3月）、当該法人に対し老人保健福祉施設整備補助金等の交付決定を行いました（老人保健福祉施設整備補助金13件、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金12件）。これら法人に対しては、三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、事業に対する助言を行っています（着工、中間、完成時点）。</p> <p>(2) 平成24年度については、市町の意向等も踏まえたうえで、待機者の解消を目指して、平成23年度に引き続き積極的に整備を進めることとしており、特別養護老人ホーム590床を整備可能数とした整備方針を策定し、公表しました。</p> <p>(3) 「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画（平成24年度～平成26年度）」の策定においては、市町と待機者の解消に向けた課題を共有しながら基盤整備についての協議を行ってきたところです。</p> <p>(4) 介護を必要とする高齢者がそれぞれのニーズに応じ適切なサービスを受けられるよう、市町が行う認知症高齢者グループホーム等地域介護拠点の整備についても、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源に設置した「三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、必要経費にかかる補助金の交付を行いました。</p> <p>(5) 「特別養護老人ホーム入所状況等調査」についても、平成22年度に続き全ての申込者について市町照会を行い、集計するとともに、真に施設サービスを必要とする高齢者の円滑な入所を実現するため、各施設に対し入所順位名簿の管理及び入所決定手続きの適正運用を促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度については、特別養護老人ホーム（ユニット型・個室）11 施設 490 床、介護老人保健施設（ユニット型・個室）3 施設 162 床、養護老人ホーム（改築）1 施設 50 床の整備に対し支援を行うとともに、現地調査を通じ事業の適正化を図りました。</p> <p>(2) 平成 24 年度については、特別養護老人ホームの新設・増築計画 510 床を選定するとともに特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換についても別途募集を行い、施設整備を推進することとしたところです。</p> <p>(3) 「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画（平成24年度～平成26年度）」においては、待機者の解消をめざし、平成24年度整備に加え、平成25年度610床、平成26年度520床と、これまでにない大規模な整備を計画しています。</p> <p>(4) 平成23年度の「特別養護老人ホーム入所状況等調査」においては、入所の必要性の高い重度で自宅において介護を受けている方の人数は、前年度の2,240人から若干減少し2,123人となっています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携のもと、「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画」に基づき、施設整備を着実に進めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援)</p> <p>(8) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成22年度末の目標数が1,292人であるところ、実績値が1,064人の現状である。</p> <p>障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）については、施設整備を進めるとともに、敷金礼金の補助により、民間賃貸住宅のグループホーム等としての活用を図りました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち、低所得者を対象として家賃を補助することにより、利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援事業を実施することにより、知的障害児施設における加齢児の地域移行を図りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験事業の実施を通じて、重度の身体障がい者の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等については、5圏域5市7施設60人分の整備を行いました。また、この他、敷金礼金を補助することにより、2圏域2市4施設22人分のグループホーム等の事業所指定を行っています。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち低所得者590人に対して家賃の補助を行い、地域での生活を支援しました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援事業を通じ、12人の加齢児の地域生活移行を支援しています。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験事業を通じ、45人の障がい者が事業を利用し、うち3人が地域生活に移行しています。</p>
<p><b>平成24年度以降（取組予定等）</b></p> <p>県としては、法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけ、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。</p> <p>重介護型ケアホーム等支援事業を実施することにより、県内4箇所の知的障害児施設からの加齢児の地域移行を図ります。また、重度身体障がい者等自立生活体験事業の実施により、重度の身体障がいのある方の地域移行を図ります。</p> <p>加えて、国に対し、指定障害福祉サービスの報酬体系の改善等とともに、障がい者制度改革の中で更なる地域移行が図られるよう要望を行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の就労支援)</p> <p>(9) 企業等への就労(一般就労)へ移行した障がい者数は、平成22年度における年間目標数が102人のところ60人ととどまっていることから、障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を支援するため、各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。</p> <p>さらに、一般就労をしても、人間関係や意思疎通の難しさから就労が継続できない障がい者も少なくないことから、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による障がい者と健常者が共に働き、社会的・経済的自立をめざす次世代のモデル企業(社会的事業所)など、多様な就労の場の提供についても、関係部局や市町などと検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 就労サポート事業、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施しました。</p> <p>(2) 工賃倍増計画では、経営コンサルタントに業務委託し、28箇所の事業所で事業に取り組みました。</p> <p>(3) 事業所における安定した仕事の受注を確保するため、NPO法人に委託して複数の事業所で協働して受注、品質管理を行う共同受注窓口を設けました。また、障がいのある人とない人が共に働く社会的事業所の設置に向けた調査研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 就労支援に関する事業を通じて75人の障がい者が就労しました。</p> <p>(2) 平成23年度は28箇所の事業所に経営コンサルタントを派遣し、工賃倍増に取り組みました。(工賃の実績は平成24年5月集計予定)</p> <p>(3) 平成23年11月に共同受注窓口を開設し、複数事業所での共同受注や販路の拡大を行いました。その結果、平成24年2月現在で39の事業所が会員となり、5件の受注(商談中を含む)、2件の販路拡大を行うことができました。また、百貨店と協働してのバザーを実施しました。</p> <p>また、社会的事業所の構想・実現に向けた「提言」をとりまとめ、「社会的事業所に関するシンポジウム」の開催により、社会的事業所の意義、県内における実現に向けた検討を行うことができました。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>引き続き、障がい者就労安心事業(旧就労サポート事業)、県の機関での障がい者職場実習、知的障がい者就労スキルアップ講座(旧知的障がい者就労支援講座)を実施することにより、障がい者の就労支援を進めます。また、工賃ステップアップ事業(旧工賃倍増計画)、共同受注窓口事業の実施により、福祉的就労における工賃の増加を図ります。</p> <p>新たな取組として、障がいのある人ない人が共に対等な立場で働く社会的事業所の理念に合致する事業所に対し補助することにより、新しい多様な働き方を実現し、障がい者の就労の促進を図ります。</p> <p>また、「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトによる就労支援関係事業を、農林水産部、雇用経済部、教育委員会などと密接に連携を図りながら実施することにより、部局間の枠を超えた効果的な就労支援策を実施します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (保育等のサービスの充実)</p> <p>(10) 保育ニーズが多様化する中で、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後児保育などの特別保育を推進するため取り組んでいるが、それぞれの地域の諸事情等もあって、市町における各種保育（預かり）サービスの事業実施率が目標 75%であるところ 71%であり、目標を下回っている。</p> <p>また、東日本大震災発生後にも、電力不足に対応するための工場の土日稼働による休日保育等を要望されていることから、そのような新しいニーズにも柔軟に対応していくことも必要となってきた。</p> <p>放課後児童対策の対象児童や保育園等入所待機児童は、地域事情等により地域に偏在していることなどからも、地域のニーズや課題を実施主体である市町や保育関係者等と常に共有し、支援していくことにより、引き続き、子育て環境の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を行う市町に補助を行い、ニーズが少なく町単位で実施が困難な病児・病後児保育等については、市町が連携して広域的に対応する取組に対して県単独の補助を行いました。</li> <li>・ 特別保育の促進のため、市町と保育制度のあり方等の勉強会を行いました。(平成 23 年 9 月)</li> <li>・ 本県において延長保育等の特別保育の実施が進まない原因を明らかにするため特別保育実態調査分析を行いました。(平成 23 年 10 月～24 年 3 月)</li> <li>・ 電力不足に対応するため市町が実施する休日保育に対して補助を行い、国の補助要綱に対応できない市に対して県単独の補助を行いました。</li> <li>・ 待機児童対策として、安心こども基金を活用して市町の保育所整備を支援しました。</li> </ul> <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県放課後子どもプラン支援会議を開催し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。</li> <li style="padding-left: 20px;">市町担当者会議 平成 23 年 4 月 26 日</li> <li style="padding-left: 20px;">三重県放課後子どもプラン支援会議 平成 23 年 9 月 12 日</li> <li>・ 電力不足に対応するための工場の土日稼働による児童の居場所づくりへの対応を行いました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を実施している保育所等の数は 21 年度の 230 か所から 22 年度は 244 か所に増加しており、23 年度も増加傾向にあります。</li> <li>・ 市町が連携して広域で対応する病児・病後児保育の実施市町数は、23 年に 3 町増加し、1 市 5 町になりました。</li> <li>・ 電力不足に対応する休日保育への県単独補助を 4 市 18 保育所に行いました。</li> <li>・ 待機児童対策として有効な市町が行う保育所整備を支援し、保育所の定数増を図りました。</li> </ul> <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブは、平成 23 年度新たに 10 箇所のクラブが設置され、282 箇所となりました。放課後子ども教室は、58 箇所での実施を継続しています。</li> <li>・ 電力不足に対応する児童の居場所づくりへの県単独補助を 6 市 2 町 24 クラブに行いました。</li> </ul>

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 保育サービスの充実について

- ・ 特別保育に対する補助を行うとともに、23 年度に行った特別保育実態調査分析結果を基に、保育所関係者と特別保育の推進策等の検討を行い、特別保育の実施率向上をはかります。
- ・ 引き続き安心こども基金を活用して市町が行う保育所整備を支援します。

(2) 放課後児童対策について

- ・ 地域の実情やニーズに応じて柔軟に取り組むことができるよう、引き続き放課後子どもプランを推進し市町や関係者を支援します。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (要保護児童対策体制の連携・強化)</p> <p>(11) 深刻化する児童虐待問題に対応するためには、各児童相談所と市町、警察、教育機関などの関係機関とが情報共有を図り、認識の相違などが生じないよう取り組んでいく必要がある。特に、要保護児童に対する適切な支援などを実施するために関係機関等で構成される「市町要保護児童対策地域協議会」の活動が重要であり、同協議会を基軸とした関係機関間のさらなる連携強化に努められたい。</p> <p>また、平成22年4月に発生した鈴鹿市重篤事案では「県児童虐待重篤事例検証委員会」で検証が行われ、その検証結果を踏まえた再発防止対応策が実施されてきているが、今後も、要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、担当職員への専門研修等の充実を図るなど、再発防止に向けての取組をより一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年4月の重篤事例を受けて発足した三重県児童虐待重篤事例検証委員会の報告に基づき、県と市町の情報共有や役割分担等に関する課題を解決するため、児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討調査を行い、各市町及び児童相談所に対するヒアリング調査及び市町の要保護児童対策協議会の実務者に対するアンケート調査を実施し、市町との対話をもとに改革への検討を行いました。</p> <p>また、児童相談所の体制強化や介入型支援・法的対応等の課題を解決するため、研修体系の見直し及び人材育成の考え方についての検討に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討及び児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方等の検討により、今後の市町との連携強化の方策を明確にするとともに、児童相談センターや市町の人材育成のための研修体系を見直しました。</p> <p>なお、児童相談所と管内警察署との連携については、今年度から市町教育委員会を加えて連絡会議を開催するとともに、実地訓練を行い、相互の連携強化に努めました。</p>
<p><b>平成24年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1)市町との連携強化</p> <p>児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討のための調査・分析結果に基づき、児童相談体制強化確認表をツールとして、児童相談所と市町との間で定期的に相互協議を行いながら、市町との連携強化を図ります。</p> <p>また、児童相談所での受理・援助方針会議において市町担当職員とともに児童の処遇等について検討するなど、市町のケースマネジメントを支援します。</p> <p>(2)児童相談所の体制強化</p> <p>平成23年度に検討した研修体系に基づき、新たな研修を加え、介入型支援、法的対応の強化や専門的な知識・技術を有する人材の育成を図ります。</p> <p>また、児童相談センターに、警察官OBの嘱託員を配置します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 487,922,850 円(対前年比 101.2%)あり、前年度と比べ 5,665,153 円増加しているため、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。</li> <li>・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。</li> </ul> <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>収納促進を図るため、未収債権の一部の回収を民間会社に委託していますが、連帯保証人や連帯借受人を対象を拡大しました。</p> <p>また、貸付審査をより厳正に行い、未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等収納環境の整備に努めました。借主が支払い困難な事例には、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語、ポルトガル語)を活用しました。</p> <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ956人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に982 千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成18年度末の64.1%から平成24年3月末現在72.4%に増えたほか、民間会社への委託は徴収率が前年度に比べ、205%の増となりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 36,486 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託するとともに、専門的知識のある嘱託員を雇用し、収納の促進を図ります。</p> <p>(4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務処理誤りによる歳入戻出を行っていた。</p> <p>(2) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業費負担金の徴収事務について、滞納が発生した時点で、滞納整理の過程を記録していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 142,926,744 円（対前年度比 105.1 %）あり、前年度と比べて 6,879,784 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（各保健福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。</li> <li>・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。</li> </ul> <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 生活保護費返還金</p> <p>引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>(4) その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ142人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に99千円を収納しました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 5,872 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 生活保護費返還金にかかる徴収事務の一部で、督促状を送付した経緯が確認できなかった。  
(津保健福祉事務所)
- (2) 生活保護費返還金等にかかる徴収事務の一部で、督促状発行簿の作成や督促状を送付した経緯が確認できなかった。  
(松阪保健福祉事務所)
- (3) 生活保護費返還金の不納欠損処理で、一部の法定相続人の相続放棄の確認がなされていないかった。  
(伊勢保健福祉事務所)
- (4) 行政財産の貸付料の算出に誤りがあり、歳入戻出を行っていた。  
(熊野保健福祉事務所)
- (5) 滞納整理台帳が作成されていないものがあった。  
(児童相談センター)
- (6) 収入事務の誤りにより歳入戻出を行っていた。  
(児童相談センター)
- (7) 使用料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。  
(小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

- (1) 職員に対し、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に基づく債権管理事務の徹底と、注意喚起を行いました。  
(津保健福祉事務所)
- (2) 調査を行い、未作成の督促状発行簿の作成、送付の必要な督促状の送付を行いました。  
(松阪保健福祉事務所)
- (3) 戸籍調査により、法定相続人を特定し、相続放棄の有無を確認しました。対象者は、相続の開始を認識しておらず、当方の説明により、初めて債務の相続を知りました。一応に債務を相続する意思はない旨確認しました。  
(伊勢保健福祉事務所)
- (4) チェック機能（二重チェック）を強化しました。  
(熊野保健福祉事務所)
- (5) 滞納整理台帳に記載する情報については、児童相談センターから各児童相談所に提供し、もれない記載を行うように努めました。  
(児童相談センター)
- (6) 児童相談センターと児童相談所が十分な確認をとったうえで調定を行うことにより、誤調定がないように努めました。  
(児童相談センター)
- (7) 使用料の算定誤りがないよう職員による確認を徹底しました。  
(小児心療センターあすなろ学園)

2 取組の成果

- (1) 未収金案件の記録について、再点検を完了しました。  
(津保健福祉事務所)
- (2) 収入事務の内容を点検するとともに、部の徴収管理事務取扱要綱等の内容を確認しました。  
(松阪保健福祉事務所)
- (3) 相続の開始についての説明を行い、対象者に相続の意思がないことが判明し、平成 24 年 2 月、津家庭裁判所伊勢支部へ照会したところ、相続人全員が相続放棄をしたことを確認しました。  
(伊勢保健福祉事務所)
- (4) 二重チェックすることで算出ミスがなくなりました。  
(熊野保健福祉事務所)
- (5) 各児童相談所の担当者を明確にしたうえで、児童相談センターから情報提供し台帳の記載を行っています。  
(児童相談センター)
- (6) 事務的ミスによる歳入戻出がなくなりました。  
(児童相談センター)
- (7) 確認を徹底することにより算定誤りの防止に努めることができました。  
(小児心療センターあすなろ学園)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き適切な事務処理に努めます。 (津保健福祉事務所)
- (2) ・所内の会議で未収金の状況について説明や必要な事務についての説明を行っていきます。  
・未収金の状況、滞納者の状況についての把握に努め、督促等を行っていきます。  
(松阪保健福祉事務所)
- (3) 相続人全員の相続放棄を確認したため、不納欠損の処理を行います。 (伊勢保健福祉事務所)
- (4) 引き続き厳正にチェックを行っていきます。 (熊野保健福祉事務所)
- (5) 引き続き滞納整理台帳の記載漏れがないように努めます。 (児童相談センター)
- (6) 引き続き誤調定がないよう適正な収入事務に努めます。 (児童相談センター)
- (7) 引き続き適正な事務処理を行うよう努めます。 (小児心療センターあすなろ学園)

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 ◎は特命随意契約</p> <p>◎(1)【8020 運動推進特別事業委託】</p> <p>実施の決裁や仕様書にある事業名と契約書や額の確定書にある事業名が異なっていた。 (保健・医療分野)</p> <p>◎(2)【広域災害・救急医療情報システム運営委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 (保健・医療分野)</li> </ul> <p>◎(3)【母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託】</p> <p>◎(4)【ひとり親日常生活支援事業委託】</p> <p>◎(5)【こども虐待防止キャンペーン啓発業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (こども局)</p> <p>◎(6)【結核接触者健康診断】</p> <p>契約書に個人情報の保護に関する事項が記載・添付されていなかった。(松阪保健福祉事務所)</p> <p>◎(7)【平成22 年度メタボリックシンドローム予防戦略事業業務委託】</p> <p>◎(8)【デートDV 防止研修会にかかる業務委託】</p> <p>予定価格調書が作成されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>◎(9)【児童記録システム保守管理業務委託】</p> <p>(11)【中勢児童相談所浄化槽維持管理業務委託】</p> <p>予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 (児童相談センター)</p> <p>◎(10)【児童記録システム動作検証業務委託】</p> <p>(14)【児童相談センター特殊建築物等定期点検調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 (児童相談センター)</li> <li>・個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。</li> </ul> <p>(12)【北勢児童相談所清掃業務委託】</p> <p>(13)【北勢児童相談所環境管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。</li> <li>・予定価格調書が作成されていなかった。 (児童相談センター)</li> </ul> <p>◎(15)【警備業務委託】</p> <p>(17)【自家用電気工作物保安管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。</li> <li>・予定価格を税抜き価格で記載していた。 (国児学園)</li> </ul> <p>(16)【浄化槽維持管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</li> <li>・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。</li> <li>・予定価格を税抜き価格で記載していた。</li> <li>・事業者選定において、事業者選定要領に定める事業者数を満たしていなかった。 (国児学園)</li> </ul> <p>(18)【自閉症・発達障害者支援センター運営事業業務委託】</p> <p>出納の事前検査の証拠書類が添付されていなかった。 (障害者相談支援センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 契約書などに誤りがないよう、複数名での確認を行っています。</p> <p>(2) 事前検査や個人情報の事務処理が適切に行われるよう所属内で意識の共有を図りました。</p>

- (3)～(5) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (6) 今後契約する場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書により契約していくこととしました。
- (7)(8) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録が漏れていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、作成漏れの防止に努めました。
- (9)～(14) 平成 23 年度の委託契約については予定価格の積算根拠を明確にするため、見積書の徴収を行いました。
- (10)(14) 契約書に定める個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかったため、契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (12)(13) 三重県会計規則で定める予定価格調書の作成をしていなかったため、三重県会計規則の遵守を徹底するとともに、作成漏れの防止に努めました。
- (15)(17) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。また、予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。
- (16) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。また、予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。さらに、事業者を選定する際には、事業者選定要領に定める事業者数を満たすよう徹底しました。
- (18) 事前検査を経ていることの最終確認の不徹底から生じたため、事前検査の証拠書類の添付確認を徹底しました。

## 2 取組の成果

- (1) 適正に処理しています。
- (2) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう改善が図られました。
- (3)～(5) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。
- (6) 所内でも個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書等の作成方法を周知しました。
- (7)(8) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
- (9)～(14) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (10)(14) 適正な契約事務を行うことができました。
- (12)(13) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
- (15)～(17) 三重県会計規則等に基づき適正に会計事務を執行しました。
- (18) 三重県会計規則に基づき適正に事務処理がなされています。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 契約等については、引き続き複数名での確認を実施していきます。
- (2) 事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう留意し、適正な事務処理を行っていきます。
- (3)～(5) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (6) 所内課長会議で個人情報を扱う際の契約書について、個人情報の保護のために講ずべき措置の注意事項を周知するとともに、各課長、室長、所長も決裁の際、個人情報の適切な保護管理について確認していきます。
- (7)(8) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。
- (9)～(14) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にするように努めます。
- (10)(14) 引き続き、適正な契約事務の執行に努めます。
- (12)(13) 引き続き、三重県会計規則に則り、適正な会計事務の執行に努めます。
- (15)～(17) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (18) 今後も適正な事務処理の徹底を図っていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【健康増進事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行確認を決算書抄本で行うべきところ、予算書抄本で行っているものがあつた。</li> <li>・履行確認について、事業実績書の内訳や積算根拠の詳細を確認していなかつた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p> <p>(2) 【民生委員組織活動費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況報告書が提出されていなかつた。</li> <li>・概算払精算書が提出されていなかつた。</li> <li>・実績報告書が期限までに提出されていなかつた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(松阪保健福祉事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 23 年度健康増進事業補助金の事業実績報告においては、履行確認を確実に決算（見込）書抄本で行っていくこととしました。また、市町に対し、詳細な事業費内訳の提出を求めており、これに基づいて事業実績書の積算根拠の確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 本補助金については本庁から申請者に案内がなされ、申請、報告は各保健福祉事務所となっています。そのため本庁に監査結果を連絡し、報告書等の提出が遅れることのないよう申請への指導を徹底していくこととしました。また、保健福祉事務所においても未提出の申請者に提出を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町から内訳資料の提出を求め、事業実績報告の内容が適切であることを確実に確認していきます。</p> <p>(2) 各申請者に、補助金に係る提出書類、期限について周知しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 適正な履行確認を今後も行っていきます。</p> <p>(2) 本補助金について本庁から申請者に案内を行う際に、提出書類、提出期限について周知を徹底するとともに、保健福祉事務所においても、提出が遅れないよう申請者の指導を行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【家畜防疫（口蹄疫）派遣用務】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (健康・安全分野)</p> <p>(2) 【ハンセン病療養所入所者訪問事業】 復命書に用務終了時間が記載されていなかった。 (保健・医療分野)</p> <p>(3) 【全国地方自治体保健所等の青少年エイズ対策推進プログラム】</p> <p>(4) 【「家族をどう援助するか」研修会】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (鈴鹿保健福祉事務所)</p> <p>(5) 【高校生の3者懇談】 自家用車の使用承認を受けていなかった。 (国児学園)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属職員に対し、補助事業名の記載について周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 宿泊を伴う出張の復命書には、用務開始時刻及び用務終了時刻を記載するよう改めました。</p> <p>(3) (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員全員に対し、補助事業名の記載について周知徹底を図りました。(出納局長通知「国庫補助金の適正な執行にかかる個別事例について（通知）平成 22 年 1 月 6 日付」を添付)</li> <li>・ 課長会議で再確認事項として取り上げ、課員へ周知させるとともに、旅行命令では補助事業名が適切に記載されているか確認し決裁することとしました。</li> </ul> <p>(5) 各職員に対して「職員の自家用車による出張の承認等に関する基準の制定等について」を供覧し、届出書の提出を促し、趣旨の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理を行いました。</p> <p>(2) 用務開始時刻及び用務終了時刻が明確になりました。</p> <p>(3) (4) 平成 23 年度については、職員の意識が高まり、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(5) 自家用車による出張は、使用承認を受け、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今後も引き続き、宿泊を伴う出張の復命書には、用務開始時刻及び用務終了時刻を記載し用務時間の正確性を期します。</p> <p>(3)～(5) 引き続き、今後も適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 総務事務システムへの勤務実績の入力遅れにより、報酬を翌月分とあわせて支払っていた。 (児童相談センター)</p> <p>(2) 勤務実績が出勤簿と相違しているものがあつた。 (国児学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 勤務実績の入力について遅れることのないように、所属を通じて非常勤職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 非常勤職員の勤務予定及び勤務実績については、総務事務システムを活用するようにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 報酬を翌月分とあわせて支払った例はなくなりました。</p> <p>(2) 総務事務システムを活用することにより出勤簿を廃止し、勤務実績も適正に管理しています。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、非常勤職員に周知徹底を図り、報酬支払いの遅延がないよう努めます。</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（修理代123,270円） (福祉政策分野)</p> <p>(2) パソコンの損傷（修理代113,610円） (こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、グループでのミーティング等の機会を通じて注意喚起を行い、職員の公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。</p> <p>(2) 所属内での打合せ、グループミーティング等あらゆる機会を通じ、県有財産の管理、取り扱い等について話し合い、職員の県有財産の管理意識を高めるなど、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、平成 23 年度は当該分野の職員の不注意によるパソコンの損傷事案はありませんでした。</p> <p>(2) 職員同士が、話し合う機会を持ったことにより、県有財産の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も職員に対し、注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、あらゆる機会に職員同士が話し合うことにより、再発防止に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況          (1) 三重県災害救助基金の積立額が法定積立最少額に達していなかった。  <span style="float: right;">(経営企画分野)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          災害救助基金の積立額は、平成 19 年度までは法定積立最少額を充足していました。しかし、平成 20 年度以降は、国から地方への税源移譲等の影響により法定積立最少額が大幅に増額となったこともあり、積立額が法定積立最少額を下回る状態が続いていました。          また、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した 1 市 2 町に災害救助法を適用し、当該基金を財源として同法に基づく救助を実施したため、基金の積立額は更に減少することとなりました。          そのため、災害救助法に基づき、適正な額の積立を行いました。</p> <p>※法定積立最少額          県の当該年度の前年度の前 3 年間における地方税法に定める普通税の収入額（決算額）の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額</p> <p>2 取組の成果          最終補正予算において、当該基金への積立金の増額補正を行い、適正な額の積立を行ったことにより、残高は法定積立最少額 1,139,888,690 円を満たしました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b>          災害救助法に基づき、適正な額の積立を行う予定です。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 貸付金の執行状況</p> <p>(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人等への法的責任の説明や弁済の意思確認が十分に行われていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          新規貸付申請の際に、借受人はもちろんのこと、連帯借受人や連帯保証人へも福祉事務所の母子自立支援員が面接や電話で直接制度説明や意思確認を行いました。          また、貸付申請の窓口である福祉事務所に対し、研修の機会等を通じて、意思確認の徹底を依頼しました。          さらに、借用書以外に制度の説明を簡条書きした書類を配布し、借受人・連帯借受人・連帯保証人がそれぞれ確認のうえ、確認したことを自署することとしました。</p> <p>2 取組の成果          現在は、新規貸付申請時に連帯保証人等への説明や意思確認が十分に行われています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、貸付申請時に、連帯保証人等への適切な説明や意思確認を行っていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 支出科目誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (健康・安全分野)
- (2) 育成医療治療用装具費用の算定誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (津保健福祉事務所)
- (3) 被爆者健康診断費用の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (松阪保健福祉事務所)
- (4) 生活保護費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (松阪保健福祉事務所)
- (5) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)
- (6) 特定疾患医療費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (尾鷲保健福祉事務所)
- (7) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。 (児童相談センター)
- (8) 公金取扱口座に平成22年度以前に発生した利子が未処理のまま残っていた。 (児童相談センター)
- (9) 公金取扱口座に入金された負担金が速やかに処理されていなかった。 (児童相談センター)
- (10) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。 (国児学園)
- (11) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (小児心療センターあすなる学園)
- (12) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)

講じた措置

**平成 23 年度**

1 実施した取組内容

- (1) 請求書との照合や複数回確認、及び副務者等による確認を追加するなどチェック機能の強化を図りました。
- (2) 今回の指摘について職員に周知し、適正な事務処理と確認の重要性について徹底しました。
- (3) 請求書を受け取った際は、内容をよく確認することを徹底しました。
- (4) 生活保護業務を担当する福祉課において、ケースワーカーに今回指摘のあった住宅扶助の支払の誤りについて注意を行うとともに、課長、室長が同様の事務についてはチェックをしていくこととしました。
- (5) 各使用主任者に備品台帳を配布し、備品の管理状況を再確認しました。また、当該備品の管理状態を報告するよう職員へ周知しました。
- (6) 誤払い防止のため、計算シートの活用、業務マニュアル確認の徹底、決裁時チェックの強化(特定疾患業務経験者を副務者とし、副務者によるダブルチェック等)を行いました。
- (7) 郵券証紙類については、使用量に応じて計画的に購入するように努めました。
- (8) 預金利息については、平成 23 年 7 月 6 日に現金受入処理により収納処理を行いました。
- (9) 公金取扱い口座の確認を頻繁に行い、速やかな収納処理を行うように努めました。
- (10) 自己検査において、物品管理台帳と現品の照合を行いました。
- (11) 決裁過程においてチェックを徹底するよう再確認を行いました。
- (12) 物品管理台帳と現物との照合を全て行いました。

2 取組の成果

- (1) チェック機能を強化したことで、支払先誤りを防ぐことができました。
- (2) 確実な確認作業について、職員の意識が高まりました。
- (3) 担当事業課において請求書の内容を確認するようにしています。
- (4) ケースワーカー、課長、室長が同様の事務についてはチェックを行うようにしています。
- (5) 備品の状態を把握し、備品台帳の整理を行いました。
- (6) 平成 23 年度は、平成 24 年 3 月末現在、特定疾患医療費償還払いが 13 件ありましたが、誤払いは発生していません。
- (7) 使用量に応じた在庫枚数となるように計画的に購入しました。
- (8) 適正に事務処理を行い、利息による残金はありません。

- (9) 確認を頻繁に行い、速やかな収納処理を行いました。
- (10) 物品の状況を把握し、適正な事務処理を行いました。
- (11) (12) 三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行うことができました。

**平成 24 年度以降（取組予定等）**

- (1) 引き続き、請求書との照合や複数回確認、及び副務者等による確認を行い、支払先誤りを防止します。
- (2) 引き続き、適正な事務処理に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、誤りの防止を図っていきます。
- (3) 担当課において請求書内容の確認を行うことや間違いの生じやすい点について話し合い、誤払いの防止を図っていきます。
- (4) ケースワーカー会議で、住宅扶助の支払についての注意をケースワーカーに説明し、同様の誤払いが生じないようにしていきます。また、その他誤払いの生じやすい事例についてはケースワーカー会議で防止するよう話し合っていきます。
- (5) 引き続き、備品台帳と備品の照合を行い、適切な管理を行うこととします。
- (6) 平成 23 年度の取り組みを継続するとともに、担当者交代時の業務引き継ぎを徹底していきます。
- (7) 引き続き、適正な管理を行います。
- (8) 公金取扱い口座は、平成 21 年 7 月 9 日から既に利息が生じない決済用普通預金に変更してあるので、今後利息が生じることはありません。
- (9) 引き続き、速やかな収納処理を行います。
- (10) 引き続き、物品管理台帳と現品の照合を行い、適正な事務処理に努めます。
- (11) (12) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(経営企画分野、福祉政策分野、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p><b>【健康福祉部全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。</li> <li>・ 部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、一層の安全運転への意識啓発を図りました。</li> <li>・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ 4 回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。</li> </ul> <p>(経営企画分野、福祉政策分野)</p> <p>グループでのミーティング等の機会を通じて、交通安全、交通事故防止について話し合いを行い、職員の交通安全意識の向上及び県有財産の管理意識を高め交通事故の防止に努めました。</p> <p>(鈴鹿保健福祉事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に職員が参加し、交通安全意識の高揚を図りました。</li> <li>・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に 5 チーム 15 名が参加達成し、日常からの安全運転に努めました。</li> <li>・ 公用車（専用車）7 台は、各課で管理し、使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、その結果を時刻とともに点検表に記録しています。少しでも異常があれば、すぐに担当課長と企画福祉課へ報告するようにし、職員の県有財産管理意識の高揚を図っています。</li> </ul> <p>(津保健福祉事務所)</p> <p>職員に対し、細やかな安全確認やゆとりを持った運行の実施と注意喚起を図るとともに、交通安全研修センターや県民センター、健康福祉部が開催する安全運転研修を受講させました。</p> <p>(伊勢保健福祉事務所)</p> <p>所内課長会議で、事故の発生状況を周知するとともに、交通事故防止を徹底するように注意喚起しました。</p> <p>また、公用車の鍵を持ち出すときに、安全運転を心がけるよう「声掛け」を行い、意識付けを行いました。</p> <p>健康福祉部安全運転講習会や県民センターで開催された交通安全講習会へ参加を勧めました。</p> <p>(伊賀保健福祉事務所)</p> <p>安全運転の知識を深め、意識の向上を図るため伊賀庁舎職員安全運転研修に職員全員が参加しました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」にも所全体で取り組みました。</p> <p>(尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(1) 無事故・無違反チャレンジ 123 へ積極的に参加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者 嘱託職員を含め 21 人中 18 名参加。参加率 85%</li> </ul> <p>(2) 1 月 26 日実施された尾鷲庁舎職員交通安全研修に 66%の職員が参加しました。</p>

(児童相談センター)

- ・ 児童相談センター所長より全職員に交通事故防止についての注意喚起を行いました。  
(H23. 5. 30) (H23. 10. 12) (H23. 11. 25)
- ・ 交通事故防止にかかる研修会を実施しました。(H23. 11. 29)
- ・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に7チーム 21人が参加しました。

## 2 取組の成果

### 【健康福祉部全体】

- ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車で事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）  
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 12 件（負担割合有、自損）  
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 11 件（ ” ” ）

### 【各所属の状況】

- ・ 平成 22 年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、健康福祉総務室、津保健福祉事務所、児童相談センターについては平成 23 年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

## 平成 24 年度以降（取組予定等）

### 【健康福祉部全体】

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 23 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

### 【各所属の状況】

- ・ 平成 23 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、健康福祉総務室（1 件）、薬務食品室（1 件）、津保健福祉事務所（1 件）、松阪保健福祉事務所（1 件）、熊野保健福祉事務所（1 件）、児童相談センター（各児童相談所含む、5 件）障害者相談支援センター（1 件）の計 11 件と、平成 22 年度の 12 件を下回っています。しかしながら、そのうち、健康福祉総務室、津保健福祉事務所、児童相談センターについては、3 年連続して事故が発生しています。  
この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組めます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計</p> <p>(1) 平成22年度決算において、歳入の事業収入にあたる学園事業費負担金と学園使用料の合計額は対前年比26,647,735円増の760,921,246円となっており、一般会計からの繰入金は、対前年比20,045,215円(8.3%)増の262,473,714円となっている。</p> <p>新規外来患者数については、目標数値に至っていないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努めるとともに、施設が老朽化していく中で、今後の施設の方向性等について、総合的に検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 各所属責任者が出席する学園運営会議において平成 22 年度決算報告を行い、収入・支出の状況や入院・外来患者数の推移等を説明し学園の経営状況を周知するとともに一層の経営健全化への取組に対して理解を求めました。また、毎週木曜日に「入院調整会議」を開催し、入院待機者の状況を確認し、入院調整を行うことで、一定の病床稼働率を維持し安定した医療収入を確保するように努めました。</p> <p>(2) こどもの発達支援体制の強化を目的に、「あすなろ学園」と「草の実リハビリテーションセンター」を「こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備する方向で検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 19 年度までは、一般会計繰入金がほぼ毎年 3 億円を超えていましたが、平成 20 年度からは 3 年連続で 3 億円を下回る決算額になっており、平成 23 年度も最終補正予算で一般会計繰入金は約 2 億 8 千万円となっています。</p> <p>(2) 「こども心身発達医療センター（仮称）」の整備については、今後の具体的な整備のあり方の基本的な計画を決定しました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も経費節減に努めるとともに、病床稼働率等の推移に十分留意しながら安定した医療収入の確保を進めていきます。また、平成 24 年度の診療報酬改定の動向も注視しながら、確実な診療報酬算定に努めていきます。</p> <p>(2) 「こども心身発達医療センター（仮称）」については、平成 24 年度から利用者の意見を取り入れながら基本設計を開始することになっており、より専門性を高めた子どもの発達支援に関する拠点施設として整備を進めます。今後の施設の整備内容についても具体的な議論を進めていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8)その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で67法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までに移行等が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、健康・安全分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の公益法人制度の抜本的な改革を契機として、各法人が主体的な事業の展開の取組を支援できるよう、22年度に引き続き、外部研修への職員の派遣や民間講師を依頼して部内関係職員を対象とした研修会を実施する等、新制度に対する職員の理解を深めました。</p> <p>(1) 部内研修（監査室主催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年6月9日 参加者 14名（監査室職員8名、部内事業室等5名、法務文書室1名）</li> <li>・平成24年2月1日 参加者 9名（監査室職員5名、部内事業室等3名、法務文書室1名）</li> </ul> <p>(2) 外部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年6月3日 名古屋市 公益法人セミナー 参加者 監査室担当職員 2名</li> <li>・平成23年7月5日 津市 公益法人制度改革セミナー 参加者 監査室担当職員 1名</li> </ul> <p>また、所管法人が67法人と多数であるため、法人が円滑に新制度へ移行できるよう、法人に希望する移行形態及び申請時期等を文書で照会し、移行手続きの進捗段階を明確にした一覧表を作成して、進捗管理を行っております。</p> <p>さらに、来所相談に対応して助言指導をするだけでなく、メール又は郵送による相談や遠隔地へ出向いての相談も受け、法人の利便を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談のあった法人に対し、新制度における公益法人及び一般法人へ移行するにあたってメリット・デメリットの説明等、新制度移行について相談支援を行った結果、15法人が公益法人への移行認定、10法人が一般法人への移行認可の答申を得ました。</p>
<p><b>平成24年度以降（取組予定等）</b></p> <p>1 平成24年度以降において、移行手続きが必要な法人が42法人と依然として多数であることから、年度当初の5月に法人対象の研修会及び説明会を次のとおり実施します。</p> <p>(1) 研修会 平成24年5月1日「公益法人会計（20年度基準）について」</p> <p>(2) 説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公益法人への移行を希望する法人を対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年5月1日「移行認定申請書の記載方法（会計）について」</li> <li>平成24年5月2日「移行認定申請書の記載方法（事業）について」</li> </ul> </li> <li>② 一般法人への移行を希望する法人を対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年5月8日「移行認定申請書の記載方法（事業・会計）について」</li> </ul> </li> </ul> <p>2 平成24年度においても23年度に作成した法人移行手続きの進捗状況一覧表を活用して、進捗管理を行い、円滑に新制度へ移行できるよう努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (不法投棄事案等の監視・指導体制の強化)</p> <p>(1) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。</p> <p>県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まれない。</p> <p>また、依然として未撤収のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 監視・指導体制の強化等の取組</p> <p>① 通常の監視指導に加え、今年度は、監視パトロールを委託して休日及び早朝監視の強化に取り組むとともに、新たに県民相談簿を作成し、県民等からの不法投棄情報に早期に的確に対応することにより、早期是正につなげました。また、不適正処理事案については、文書により、改善の実施、法令遵守の徹底を図るとともに、悪質な事業者に対しては告発を行うなど、厳正に対処しました。</p> <p>② 24 時間監視が可能な不法投棄監視カメラを活用し不法投棄行為の発見に努めました。また、地域機関や市町と連携をとりながら、不法投棄防止カメラを不法投棄が多発しやすい場所に継続して設置し、新規不法投棄の抑止を図る等の効果的な運用を行いました。</p> <p>(2) 様々な主体との連携</p> <p>① 県境を越えて搬入される不適正な産業廃棄物を取り締まるため、近隣府県と連携して、県境付近での路上監視を行いました。</p> <p>② 県内自主活動団体に啓発資材を提供して、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げる活動を行いました。</p> <p>③ 民間警備会社に監視パトロールを委託し、間隙の生じやすい土日祝日や早朝の巡回監視を行い、監視指導の強化に取り組みました。</p> <p>④ (社)三重県産業廃棄物協会と協働して、合同監視パトロールを実施するとともに、県内の不法投棄等の状況について意見交換を行いました。</p> <p>⑤ 不法投棄監視ウイークに津駅周辺で啓発活動を行い、県民の方に不法投棄防止や野焼きの禁止、また、「廃棄物ダイヤル 110 番」の周知を行いました。</p> <p>(3) 未撤去案件への対応</p> <p>① 行為者不明などの理由で未撤去となっている案件について、土地所有者等の関係者に指導を行うとともに、市町等と連携をとりながら早期撤去に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 監視・指導体制の強化等の取組</p> <p>① 監視・指導室職員 20 名の監視体制で、3,442 件の監視・指導を行い、内 805 件の口頭指導と 158 件の文書指導と 2 件の告発を行いました。特に県民、事業者等からの不法投棄等に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に出向き、事情の聴取等を行って早期是正を図ったことで、そのほとんどで早期対応が終了し、残る案件も是正途上にあります。なかでも内容が悪質と思われる事案等については、行為者に対して警告文書の発出等を行い撤去に向けた厳しい行政指導を行うことで是正を行わせることができました。これらの対応等により、平成 23 年度に新たに確認された不法投棄件数が平成 22 年度の 18 件に対し 8 件と減少するとともに、その是正も 5 件が撤去され、2 件が撤去中となっています。(平成 24 年 2 月末)</p>

② 地域機関や市町と連携をとりながら、監視カメラを不法投棄が多発しやすい場所に継続して設置（8箇所、719日：平成24年2月末）し、不法投棄の未然防止等に効果的な運用を行いました。また、監視カメラによる、行為者、車両及び実地現場等の撮影により、不適正処理の早期発見・早期是正を図ることができました。（四日市事案、津事案）

(2) 様々な主体との連携

- ① 県境付近での近隣都道府県との路上監視の結果、収集運搬許可証の写し不携帯（1件）及びマニフェスト記載漏れ（1件）について、指導を行いました。
- ② 県内3団体に、腕章、車両用ステッカーの啓発資材を配布しました。（四日市市、鈴鹿市、名張市）
- ③ 民間警備会社へ委託した監視パトロールについては118日、1,219件の監視を行い11件の不適正処理の報告があり、これらに対し指導等を行いました。
- ④ （社）三重県産業廃棄物協会との合同パトロールを実施しました。（2回）
- ⑤ 「廃棄物ダイヤル110番」への通報が37件ありました。（平成24年2月末）

(3) 未撤去事案への対応

- ① 平成22年度以前の事案について、1事案が撤去されました。（平成24年2月末）

平成24年度以降（取組予定等）

- ・民間警備会社への監視業務委託を1年間継続的に行い、土日祝日及び早朝の巡回監視を委託することにより、より間隙のない監視指導を行います。
- ・24時間連続監視が可能な不法投棄監視カメラを新規に1台購入し、不法投棄の多い地域へ重点的に投入するなど効果的に活用し、不法投棄の早期発見及び未然防止に努めます。
- ・県警や県内市町との連携を強化するとともに、民間事業者との情報提供協定の締結件数を増やし、また、様々な主体と協働して、県の監視体制を補い、県民に対しては、積極的な広報を継続することで、不法投棄をしにくい社会環境を構築し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- ・地域で自主的に活動する団体等への活動を支援することにより、自主的な不法投棄監視活動の活性化、定着化を促進します。
- ・監視指導業務を効果的に推進し、未撤去案件について、関係機関などと連携をとりながら早期解決に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地球温暖化対策)</p> <p>(2) 平成 22 年度を最終年度とする三重県地球温暖化対策推進計画における温室効果ガス総排出量は、20 年度実績(直近値)で基準年度(平成 2 年度)に比べ、10.5%増加し、さらに 22 年度目標からも大きく上回っている状況にある。</p> <p>こうした中、次期計画である三重県地球温暖化対策実行計画については、その策定が遅れているところである。</p> <p>次期計画を早期に策定するとともに、温室効果ガスの排出量削減に向け、県民や事業者等が取り組むべき日常生活における省エネ・省資源の活動等の取組が、より身近な取組となるよう、普及啓発に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>産業・民生業務部門においては、大規模事業所に対して「地球温暖化対策計画書制度」により、自主的な取組を促進するとともに、中小企業に対して M-EMS (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム) の認証取得を進めました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。</p> <p>三重県地球温暖化対策実行計画については、三重県環境審議会に設置した地球温暖化対策実行計画部会において、国の検討状況や社会情勢等を考慮しつつ、専門的な見地から審議され、平成 24 年 1 月の環境審議会からの答申を踏まえ 3 月に策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>産業・業務部門については、大規模事業所(第 1 種および第 2 種エネルギー管理指定工場等)を対象に平成 23~25 年度を新たな計画期間とする地球温暖化対策計画書の提出を求め、298 社から提出がありました。また、M-EMS の認証取得については、新たに 29 事業所が認証され、累計で 246 事業所が認証を取得しました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターと地球温暖化防止活動推進員により、イベントや出前講座などを通じ、約 27,000 人の県民に普及啓発活動を実施しました。</p> <p>運輸部門においては、エコアドバイザー養成講座を開催し、企業におけるエコドライブ・インストラクターの養成を支援するとともに、独立行政法人環境再生保全機構との共催によるエコドライブ講習会を開催しました。</p> <p>市町に対しては、三重県グリーンニューディール基金を活用し、市町の公共施設における太陽光発電システムや LED 照明の設置などに対する補助を行い、省エネルギー対策を進めました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>産業・民生業務部門においては、「地球温暖化対策計画書制度」について、実効性を担保し、より効果的な削減につながる仕組みの検討を行うなど、自主的な温室効果ガスの排出削減を促進します。</p> <p>運輸部門については、低燃費車の導入、エコドライブの促進など、自主的な取組を促進する制度の導入を検討します。また、観光地において、市町、事業者等で構成する協議会を設立し電気自動車(EV)等を活用したまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの削減を図ります。</p> <p>家庭部門においては、県民の温室効果ガス削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動を進めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (森林環境創造事業の計画見直し)</p> <p>(3) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も 55.2%と低下している。          こうした現状を踏まえ、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等へのPRなどの取組に努めているものの、達成率が減少し続けている状況であることから、実現可能な事業実施面積や目標値の見直しにかかる検討を進められたい。  <span style="float: right;">(森林・林業分野)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          市町に対して森林環境創造事業の趣旨の説明をして理解が得られるよう努めるとともに、森林組合等の林業事業体、林業普及指導員と連携して、地区説明会などにより森林環境創造事業のPRを行いました。          所有者や境界の不明などが原因で事業対象森林のすべてで事業実施を見込むことが困難となってきたことから、緊急雇用事業によりデータ整理を行った三重県内に山林を所有する森林所有者に対し、森林環境創造事業などの森林整備に関する内容を記載したパンフレットをダイレクトメールしてPRを行うとともに、ダイレクトメールと合わせて、森林所有者を対象に、森林環境創造事業を受け入れるかどうかについての意向を調査しました。          また、事業実施面積などの見直しについて、市町との意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果          森林所有者に対するダイレクトメールにより、森林環境創造事業などの森林整備に関するPRが図られるとともに、森林所有者の所在等の確認をすることができました。          森林所有者への意向調査や市町との意見交換などを実施することで、事業実施面積や目標値の見直しを進めています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>市町や森林組合等の認定林業事業体などを対象とした会議や地域での森林所有者への説明会をはじめ、様々な機会をとおして森林環境創造事業のPRを行っていきます。          昨年度及び本年度に実施した森林所有者への意向調査結果や現地の状況把握等をもとに、市町との協議を行いながら、森林環境創造事業の事業計画面積や目標値などの見直しを行います。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣害対策)</p> <p>(4) 平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているので、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業の被害が増大してきたことから、特定鳥獣保護管理計画を策定し、規制緩和による捕獲促進や狩猟期間の延長を実施してきたところです。</p> <p>狩猟期間において、ニホンジカ、イノシシは、平成 22 年度は 11 月 15 日から翌 2 月 15 日を 1 ヶ月延長して 3 月 15 日までとし、平成 23 年度には狩猟開始日を 11 月 15 日から 2 週間前倒しして 11 月 1 日としました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>狩猟期間を延長した結果、ニホンジカは平成 21 年度、10,979 頭が平成 22 年度には 15,393 頭に、イノシシについては、平成 21 年度、7,434 頭が平成 22 年度には 11,119 頭と大幅に増加し、狩猟期間を延長した成果が得られたと考えています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>鳥獣害対策においては、農業分野と林業分野での緊密な連携が必要と考えており、これまで関係部局で構成する獣害対策プロジェクトにより連携して取り組んできましたが、平成 24 年度の組織改正において新たに農林水産部に獣害対策課を設置し、農業分野の被害防止対策と林業分野の捕獲促進対策を一体的に取り組んでいきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行費用等の収入未済額が、1,906,250,679円（対前年度比115.7%）であり、前年度と比べて259,176,893円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等の収入未済額が15,442,526円（対前年度比159.2%）あり、前年度と比べて5,745,000円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)</p> <p>行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>平成22年度より発生しているPCB事務管理費用558,627円については、三重県が民法第697条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用です。</p> <p>当該PCB廃棄物については、事務管理実施当時には本来の管理義務者を特定できなかったものの、関係法人に対し報告徴収を実施した結果、管理義務者を特定するに至り、当該管理義務者に対しては平成23年3月9日付けで管理義務を通知するとともに、事務管理費用の請求を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ)</p> <p>林業改善資金について、平成22年度以前から発生している2件の延滞については、それぞれの債務者と面談し、事業や財務状況を聞き取りとともに返済について督促を行い、計画的な返済を求めています。</p> <p>平成22年度償還金で新たに発生した延滞（1件）については、債務者と面談し督促を行い、償還誓約書を徴収し計画的な返済を求めています。債務者から平成23年12月12日付け文書で裁判所へ自己破産の申立を行う旨連絡があり、現在、裁判所で破産手続が行われています。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ)</p> <p>三重県収入証紙消込日を押印すれば、申請書に受理印を押印する必要がないと考えていた。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)</p> <p>平成24年3月末現在で、亀山市楠平尾事案については300,000円、また四日市市内山事案については60,000円を、さらに桑名市五反田事案については49,000円を原因者に納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>当該管理義務者に対しては、平成23年3月9日以降も随時、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めていたところです。</p> <p>その結果、当該管理義務者の代表取締役から、事務管理費用の一部（300,000円）について、個人</p>

として引き受けたい旨の申し出があったため、平成 23 年 12 月 16 日付けで民法第 702 条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重畳的（併存的）債務引受契約を締結いたしました。

平成 24 年 3 月 26 日には、当該契約に基づく 3 度目の入金があり、合計 30,000 円の入金となっております。

（循環型社会構築分野）

（イ）

林業改善資金については、2 名の債務者から平成 24 年 2 月 16 日現在で償還金の一部 285,000 円、新たに発生した延滞の債務者から自己破産申立までの間に償還金の一部 310,000 円の合計 595,000 円の償還がありました。また、抵当権抹消同意金として、平成 24 年 3 月 29 日付けで 400,000 円の納付がありました。

（森林・林業分野）

（ウ）

今後は、申請書に受理印を押印いたしたい。

（森林・林業分野）

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

（ア）

代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて少額でも納付するよう指導していきます。

（循環型社会構築分野）

今後も当該契約の履行を毎月確認するとともに、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求を実施していきます。

（循環型社会構築分野）

（イ）

林業改善資金について、2 名の債務者については、引き続き財産状況の把握・支払督促に努めます。自己破産手続中の債務者については、裁判所で行われる「財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・破産手続き廃止に関する意見聴取のための集会」に出席し、情報収集等を行い債権回収に努めます。

今後の予防対策については、貸付資格認定申請における改善計画内容、事業計画等の審査及び連帯保証人の弁済能力について、これまで以上に十分な審査を行い、償還の確実性が見込まれるものであることを確認し貸付を行います。

（森林・林業分野）

（ウ）

平成 24 年度以降、申請書に受理印を押印いたしたい。

（森林・林業分野）

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息の収入未済額が 1,105,722 円 (対前年度比 105.5%) あり、前年度と比べて 57,836 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所)</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(津農林水産商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)</p> <p>平成 23 年度は会社の電話及び社長の携帯電話へ数回電話をしましたが、応答はありませんでした。</p> <p>平成 23 年 6 月にマンションを訪問して表札が社長名で使用していることを確認しましたが、不在でした。平成 23 年 6 月末に法人登記を確認しました。平成 24 年 1 月末に法人登記を確認しました。平成 24 年 2 月にも訪問するも不在であり、督促状と納付書を投函しました。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>収入未済の債務者に対して、督促状を送付 (平成 23 年 6 月 3 日付) するとともに、同年 9 月 12 日に督促のため会社所在地に伺いました。(不在のため、督促状をドアに貼り付け帰庁しました。)</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>現在、休眠状態の建設業者 (平成 19 年度契約業者) の所在の確認及び所在不明の建設業者 (平成 17 年度契約業者) については各方面から情報収集を行い、所在調査を継続して行ないました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p> <p>(イ)</p> <p>狩猟免許試験申請の受験手数料について、同一人が平成 22 年度中に第二種銃猟とわなの 2 種類の受験申請を、受験日を替えて受験したため、2 申請ともに初心者扱いの手数を徴収するのか、既取得者として取り扱うのか判断を誤ったため、過誤納付が行われました。</p> <p>手数料を徴収する際、このような事態が生じないように、複数人で申請内容の確認を十分に行うよう徹底を図りました。</p> <p>(津農林水産商工環境事務所)</p> <p>事務処理上のミス無くすように、複数職員による審査の徹底を図りました。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>情報公開の即日開示で請求者が、設計業務委託内訳書を請求してきたにもかかわらず、誤って工事設計内訳書のコピーを渡してしまったことにより、発生してしまった歳入戻出です。</p> <p>このような単純なミスを起こさないよう、室長会議や課長会議の場で職員間でのチェックを必ず行うよう周知徹底を行うなど再発防止に努めました。</p> <p>(伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)</p> <p>成果なし。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>債務者と連絡が取れないため、進展はありませんでした。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>休眠状態の建設業者については、同様の遅延利息が発生している熊野建設事務所と共同で督促、情報収集を行ないました。所在不明の建設業者については、事務所の所在に関する公的資料の徴収を行い、現場等の調査を実施し、関連情報の収集・対応を行ないました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p>

(イ)

確認体制の強化により、同様の事案は発生しておりません。

(津農林水産商工環境事務所)

この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

職員同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。

(伊賀農林商工環境事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(ア)

引き続き訪問による督促、状況確認、電話による督促、法人登記確認を行っていき、未収金徴収に努めます。

(四日市農林商工環境事務所)

引き続き督促状の送付、所在地への訪問を行い、督促を継続します。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

引き続き収納に向けての対応を継続するとともに、工事の発注に際し、参加業者の経営状況の把握に努めるとともに、請負業者との連絡を密にし、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行い、再発防止に努めていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

(イ)

引き続き、申請内容を十分に確認してから手数料の徴収を行い、再発防止に努めます。

(津農林水産商工環境事務所)

引き続き事務処理にミスが生じないように努めていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

今後も引き続き、室長会議、課長会議等で職員間でのチェック等を行うよう周知徹底をして、職員全体に浸透させ、単純なミスが発生しないよう体制の強化を図っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

## 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

## (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(各分野、各農林（水産）商工環境事務所)

## ア 業務委託

## (1) 【三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務】

- ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。

(経営企画分野)

## (2) 【環境総合情報システム改修】

- ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。
- ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。

(経営企画分野)

## (3) 【三重県環境森林部人権啓発推進員研修業務委託】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。
- ・随意契約理由書の適用条項が誤っていた。

(経営企画分野)

## (4) 【存在承認（アクノリッジメント）スキル研修業務】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。

(経営企画分野)

## (5) 【平成 22 年度環境森林部経営品質実践講座に係る委託】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。

(経営企画分野)

## (6) 【ごみゼロフォーラム会場設営等業務委託】

- ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。

(循環型社会構築分野)

## (7) 【平成 22 年度大矢知・平津事案 廃棄物処理区域確認調査業務】

- ・再委任の承諾書で規定する委任先が 2 者以上となった場合の再委任先の一覧表が作成されていなかった。

(循環型社会構築分野)

## (8) 【平成 22 年度 中華人民共和国河南省産業公害防止技術移転研修業務委託】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・入札指名者決定通知書の日付漏れがあった。

(地球環境・生活環境分野)

## (9) 【平成 22 年度 M-EMS 普及モデル事業】

- ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

(地球環境・生活環境分野)

## (10) 【三重県地球温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】

- ・契約書に個人情報の適正管理の確保に関する条項がなかった。
- ・見積書の日付に誤りがあるのに是正依頼をせず以後の手続きを行っていた。

(地球環境・生活環境分野)

## (11) 【平成 22 年度 大杉谷登山歩道維持管理業務委託】

- ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。

(森林・林業分野)

## (12) 【平成 22 年度三重県上野森林公園管理業務委託】

- ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。

(森林・林業分野)

## (13) 【ごみゼロ交流会 in 丹生川っこ祭り講師代】

- ・支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。

(桑名農政環境事務所)

(14) 【平成 22 年度県行造林管理巡視事業】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(伊賀農林商工環境事務所)

(15) 【平成 22 年度 管内現場技術業務委託】

- ・契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。

(熊野農林商工環境事務所)

(16) 【平成 22 年度森林荒廃地等現況調査事業】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(熊野農林商工環境事務所)

講じた措置

**平成 23 年度**

1 実施した取組内容

- (1) (2) 再委任にあたって業者より再委任承諾願の提出がありましたが、公印を省略し承諾書を送付していませんでした。今後は発信者名を契約締結権者とし公印を押印するように改めました。

(経営企画分野)

- (2) (12) 遅延利息の率について、変更がないものと思い込み確認を行わず記入していませんでした。今後契約を締結する場合、契約書には遅延利息の率を数字で表記しないよう改めました。

(経営企画分野、森林・林業分野)

- (3) 随意契約適用条項については、条項を把握せず記入していませんでした。事業執行にあたっては、事前に会計規則等を確認するよう努めました。

(経営企画分野)

- (3)～(5) 予定価格調書については、担当者の認識不足により作成していませんでした。予定価格調書の要否について三重県会計規則を遵守しその都度、確認を行うようにしました。

(経営企画分野)

- (6) 設計金額は業者の見積りを参考に設定し、設計金額と予定価格は同一ではありませんが、根拠が明記されていなかったことから、今後は予定価格の根拠を明記するよう改めました。

(循環型社会構築分野)

- (7) 受託者からの再委任の申し出については、各々承認を行い適正に処理していましたが、一覧表の作成を失念していたことから、職員に対して事務処理が適正に執行されるよう、周知・徹底しました。

(循環型社会構築分野)

- (8)～(10) 室内の会議等において、会計規則等の遵守や具体的な会計事務・契約事務処理を周知しました。

(地球環境・生活環境分野)

- (11) 業務委託内容を検討し、契約書に個人情報の保護に関する事項の必要性を確認しました。

(森林・林業分野)

- (13) 整理を行わなければならない経費については、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。

(桑名農政環境事務所)

- (14) 執行伺い決裁時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。

毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。

(伊賀農林商工環境事務所)

- (15) 委託業務完了と業務の完成報告書の日が一致していなかったことや、業務報告書と当該検収確認が不十分であったため、整合性の誤りが生じておりました。そのため、委託業務実績についての証拠書類の確認及び委託業務従事者との面談により、従事内容の把握(確認)を十分行うとともに、年度末の当該業務完了時には、特に検収確認の徹底を行う予定です。

(熊野農林商工環境事務所)

- (16) 当該事業執行伺いについては、出納局による事前審査の対象外である公共工事であると勘違いし、事前審査を受けておらずでした。そのため、事業執行伺いの際に、事前審査が必要なものかどうかを十分確認のうえ、適正な事務処理を行ってきました。

(熊野農林商工環境事務所)

## 2 取組の成果

- (1)(2) 現在、同じ事案は発生していません。  
(経営企画分野)
- (2)(12) 現在、同じ事案は発生していません。  
(経営企画分野、森林・林業分野)
- (3)～(5) 前年と同様の事業を行ったが適正な会計事務を行うことができました。  
(経営企画分野)
- (6) 積算根拠を明確にするよう努めています。  
(循環型社会構築分野)
- (7) 職員において事務処理が適正に執行され、同様の事例は発生していません。  
(循環型社会構築分野)
- (8)～(10) 会計規則等に基づいた事務処理の周知及び複数の職員によるチェックを行うことで、適切に事務を処理することができました。  
(地球環境・生活環境分野)
- (11) 平成 23 年度については、既に契約を締結しており、受託者に個人情報の保護に関する事項を示し、事項を遵守するよう指示しました。  
(森林・林業分野)
- (13) 業務執行に必要な会計上の事務について周知し、適正な事務手続きを実施しました。  
(桑名農政環境事務所)
- (14) 職員同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。  
(伊賀農林商工環境事務所)
- (15) 委託業務実績の確認・検収に当たっては、引き続き適正な事務処理に努めています。  
(熊野農林商工環境事務所)
- (16) 案件ごとに事業実施伺いの際に、出納局による事前審査の対象案件であるかどうかを常に意識して行うよう、適正な事務処理に努めています。  
(熊野農林商工環境事務所)

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1)～(6) 企画会議等を通じて周知を図るよう努めます。  
(経営企画分野)
- (1)～(6)(9)(10)(12) 引き続き、三重県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うよう努めます。  
(経営企画分野)
- (7) 実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。  
(循環型社会構築分野)
- (8)～(10) 室内の会議等における職員への周知を通じて、来年度以降も会計規則等の遵守と適切なチェック体制の維持を図ります。  
(地球環境・生活環境分野)
- (11) 契約締結時に、「三重県個人情報取扱委託基準」に基づき「個人情報の取扱に関する特記事項」を契約書に添付することとしました。  
(森林・林業分野)
- (13) 引き続き適正な事務処理に努めます。  
(桑名農政環境事務所)
- (14) 今後も引き続き、室長会議、課長会議等で事例等を紹介し、職員全体に浸透させ、事務処理の誤りをなくすよう職員間でのチェック体制等の強化を図っていきます。  
(伊賀農林商工環境事務所)
- (15) 委託事業の適正な事務処理に努めていきます。  
(熊野農林商工環境事務所)
- (16) 事業実施伺いの際に、出納局による事前審査の対象案件であるかどうかを常に意識して行うよう、適正な事務処理に努めていきます。  
(熊野農林商工環境事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 支出に関する事務 イ 国補工事 (1) 【復旧治山事業】 ・「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が未作成であり、業者に対して送達されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 総合評価方式（簡易型）に伴う技術提案書の履行確認取扱の認識不足により、受注者への確定通知書の送付をしていませんでした。今後は、このようなことのないよう、専任監督員と総括監督員を含めた課内の者により、確認を行い、注意するように努めました。</p> <p>2 取組の成果 今年度は、技術提案書の履行確認を伴う総合評価案件（簡易型）はありませんでしたが、チェック体制強化の意識高揚につながりました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b> 平成 23 年度に引き続き、チェック体制の強化に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 支出に関する事務          ウ 県単工事</p> <p>(1) 【桑名市五反田地内（員弁川左岸）鋼矢板設置工事】          ・施工体制チェックリストへの記載漏れがあった。          (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【御殿場海岸地区 海岸松林維持管理事業第津-1号工事】          ・設計変更に至る経緯が打合せ簿等で明文化されていなかった。          (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 【自然災害防止事業（県単）第松-8号工事】          ・発注に先立つ当初設計時の現場状況の把握が不十分であった。          (松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 【自然災害防止事業（県単）第上-3号工事】          ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。          (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【自然災害防止事業 第尾-3号事業】          ・設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた。          (尾鷲農林商工環境事務所)</p> <p>(6) 【自然災害防止事業 第熊-17号工事】          ・設計変更在先立つ工事打合せ簿が交わされていなかった。          (熊野農林商工環境事務所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施工体制チェックリストに基づく提出書類や、現場における点検事項の確認は行いましたが、チェックリストへの記載を失念していたことから、職員に対して適正な点検記録の整備・記載漏れ等の防止について、周知・徹底しました。          (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 三重県建設工事監督要領について、担当職員への周知不足のため当該要領にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、担当職員へ当該要領についての周知徹底を図りました。          (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 当該箇所は、急斜面にある転石等をワイヤーと金網で固定する工法で落石防止対策工事を行ったところです。この工事にかかる設計図を作成するにあたり早期発注を行うため、コンサルタントに委託せず当職員で調査及び測量設計を行いました。しかし、現地は急斜面に草及び雑木が茂っている所や落葉等で地面が覆われている所があったことにより、地面の状況把握が十分ではありませんでした。          このようなことから、同種の工事を行うにあたっては、調査等の支障となる草、雑木及び落葉等を除去してから調査を行うことや、適宜、コンサルタントなどの外部委託を活用し、状況の把握を行うこととしました。          (松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 室内会議等において、「三重県リサイクル製品利用推進条例」、「リサイクル製品利用に関する各通知」及び「三重県建設工事共通仕様書」等の再確認を行い、建設工事実施に係る各種法令等の遵守や具体的な設計・施工・監督事務処理について周知を図ると共に、再発防止のために複数職員で的確に確認するなどチェック体制の再確認を行いました。          (伊賀農林商工環境事務所)</p>

(5) 変更設計書のチェック漏れにより発生した単純ミスであり、今後はこのようなことがないよう、監督員以外の者による二人体制でのチェックを確実にいき、ケアレスミスの発生をなくすこととしました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

(6) 当該工事において、請負業者から工事途中における段階確認書により、設計変更が必要であることが判明しましたが、この時点での工事打合せ簿の作成を忘れておりました。そのため、変更の必要が判明した時点での工事打合せ簿の作成を忘れないように、周知を図り、複数の職員で確認するなど、再発防止に取り組んできました。

(熊野農林商工環境事務所)

## 2 取組の成果

(1) 職員において事務処理が適正に執行され、同様の事例は発生していません。

(循環型社会構築分野)

(2) 共通仕様書・要綱・要領等に基づく適正な事務処理を行うことにより、事務手続きの遺漏防止が図られました。

(津農林水産商工環境事務所)

(3) 当年度においては、指摘のあった同種工事はありませんでしたが、当初設計時の設計図作成時における現場状況把握の重要性を再認識することができたため、今後の設計等に活かしていきます。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(4) 建設工事実施に係る各種法令・規則及び通知等に基づく適正な事務処理を行うと共に、決裁権者や複数職員によるチェック体制での事務処理によりその遺漏防止が図られました。

(伊賀農林商工環境事務所)

(5) 二人体制でのチェックを行うことで、ケアレスミスの発生を事前に防止しました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

(6) 工事の各進行段階での必要な証拠書類の整備については、複数の職員での確認や、決裁権者の確認により適正な事務処理が行われてきました。

(熊野農林商工環境事務所)

## 平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。

(循環型社会構築分野)

(2) 業者と十分な打ち合わせを行い、その内容については全て打合せ簿に記録するよう努めます。

(津農林水産商工環境事務所)

(3) 当初設計時の設計図作成時において、当職員におけるていねいな状況調査に加えて、適宜、必要によりコンサルタントなどを有効に活用して設計図を作成します。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(4) 平成 24 年度以降も、引き続き契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者等への建設工事実施に係る各種法令・規則及び通知等の周知、所属内職員によるチェックが的確に行われるよう室内会議等での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員への的確な事務処理について働きかけを行っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

(5) 平成 23 年度に引き続き、監督員以外の者による二人体制でのチェック体制を継続していきます。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

(6) 工事実施上、各段階での証拠書類の整備について、三重県建設工事執行要領などを再度確認しながら、より適正な事務処理に努めていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 支出に関する事務 エ 補助金 (1) 【森林整備促進事業費補助金】 ・ 交付額の算定を誤っていた。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 事業費に補助率を乗じる際に端数処理方法を誤ったものであり、今後このようなことが発生しないよう職員に注意喚起を行うとともに決裁時に担当職員以外の者がチェックできるよう補助金要綱等の関係書類を添付することとしました。</p> <p>2 取組の成果 決裁時に補助金の交付要綱等の関係書類を添付することにより、決裁の段階で事業費、補助金交付決定額のチェックを行うことができました。 また、補助事業の趣旨、目的等についても課内で共有することができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 23 年度に引き続き、担当職員以外のチェック体制を維持し、適正な事務処理を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分なものがあつた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>特殊勤務手当に係る業務内容について、「現場立会」「現地測量」などと具体的内容の記載がなく内容が不十分であつたので、業務場所・業務内容・対象内容（傾斜・高低差）など具体的に記載するように、所内職員に対し周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>特殊勤務手当にかかわらず、実績簿の記載について、具体的内容を記載することについての所属内での話し合いや、決裁時での内容確認も含めて、その都度注意のうえ修正するなどを行ってきました。このことにより、職員自身が手当受給についての意識をより強く持つようになりました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>特殊勤務手当の業務内容について、引き続き、具体的業務を記載するよう適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 貸付期間終了後も撤去されず存置されたままになっている物件があった。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 23 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事実関係を確認し、普通財産に存置している事業者に改善を求めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事業者から普通財産貸付申請の提出があり、平成 23 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間について土地の使用を認め、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度分土地使用料を徴収した。</p> <p>また、貸付期間が終了していた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの期間分についても土地使用料を徴収しました。</p>
<p><u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>普通財産貸付申請期間にあたる平成 24 年度から平成 27 年度については、毎年度適正に土地使用料を徴収します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 条例で支払対象外となっている審議会委員に対する報酬の誤払いによる歳出戻入を行っていた。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(3) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (林業研究所)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 審議会委員の方の役職等を確認しなかったことによる誤りでした。 現在は、事前確認や名簿等に役職を明記するよう対策を講じています。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 郵便事業株式会社から伊賀農林商工環境事務所あて 6 月分後納郵便に係る請求 26,580 円があり、伊賀農林商工環境事務所予算で伊賀県民センターにおいて定例払支出負担行為兼支出命令を行いました。同時に、郵便事業株式会社から伊賀県民センター（旅券コーナー分）あて 6 月分後納郵便に係る請求 17,050 円があり、当該請求について定例払通帳からの引き落とし振込書払いを依頼しました。 ところが、後日、定例払通帳から 17,050 円の自動引き落としがされ、正しく処理した伊賀農林商工環境事務所分の支払いは、定例払通帳の残額が足りないため、引き落としができなくなったため、やむを得ず歳出戻入いたしました。 伊賀農林商工環境事務所の支出は、正規に処理したのにもかかわらず、郵便事業株式会社の処理ミスによって生じたものでありますが、今後このような誤りが生じないようにするため、定例払支出負担行為兼支出命令を取りやめ、振込書払いとしました。 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(3) 発生原因については下記のとおりです。 ・会計事務担当者が財務システムに誤った請求金額を入力し、出力された帳票（支出命令書）の支出額と請求書（及び払込書）の金額の相違に気付かず仰裁しました。 ・副務者、出納員及び決裁権者も金額の相違に気付かず、支出審査確認及び決裁がなされました。 ・払込書付払いであったため、支払日の 2 日前に財務システムより出力される払込書払送金通知内訳表の金額と払込書の金額が相違していることに気づき、指定金融機関に入金停止を依頼し、歳出戻入処理を行いました。 実施した取組内容については下記のとおりです。 ・会計事務担当者が、支出金額等を入力する際には、請求金額、支出科目、支払日、債権者などの入力項目に誤りがないか確認を徹底するようにしました。 あわせて、副務者（審査補助）、出納員（審査確認）及び決裁権者によるチェックも強化しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 発生原因は金額の数字を見誤ったことによるケアレスミス。支出確定処理後すぐに気付き、財務システムから取消処理を行いました。タイムアウトとなり、県の資金が県指定金融機関に送金され、指定金融機関への歳出戻入が発生しました。 何度も確認したつもりでも見落としがあったので、決裁後及び支出確認を行う前に、必ず確認するように改めました。 (林業研究所)</p>

## 2 取組の成果

- (1) 現在、同じ誤りは生じていません。  
(森林・林業分野)
- (2) 以後、事務処理誤りによる歳出戻入は発生していません。  
(伊賀農林商工環境事務所)
- (3) 実施した取組内容(チェック強化等)により、支出誤り等の不適切な事案は発生していません。  
(尾鷲農林水産商工環境事務所)
- (4) 決裁後及び支出確定を行う前に必ず確認するように改めた後は、歳出戻入は発生していません。  
(林業研究所)

### 平成 24 年度以降(取組予定等)

- (1) 同じ誤りを起こさないよう事業室及び経理担当者で連携を図るよう努めます。  
(森林・林業分野)
- (2) 今後も適正な事務処理を行うため、支払処理前の連絡体制の強化に努めます。  
(伊賀農林商工環境事務所)
- (3) 平成 23 年度に引き続き、不適切な支出を行わないようチェック体制の強化に努めます。  
(尾鷲農林水産商工環境事務所)
- (4) 決裁後及び支出確定を行う前に必ず確認するという複数回チェック方式で、事務処理を進めていきます。  
(林業研究所)

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	<p>(6) 交通事故                  公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p>
<p>(1) 自損事故（物損額：県 72,660 円）</p>	<p>(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>(2) 自損事故（物損額：県 52,973 円）</p>	<p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>(3) 自損事故（物損額：県 23,100 円）</p>	<p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>(4) 自損事故（物損額：県 15,750 円）</p>	<p>(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p><b>平成 23 年度</b></p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>(1) 交通事故防止及び公用車の適正管理について、室内会議において注意喚起を行うとともに、再発防止策については話し合いを行いました。                  (松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 出張先からの帰路、方向転換中のバックで、後方確認を怠り、車右後方を接触しました。                  直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。                  (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 今回の事故は、道幅の狭い道路で左カーブを曲がろうとした際に左後方の確認が不十分であったために、道路脇の石と接触し車体の左後部ドア付近を破損したものです。                  当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。                  (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 事故を起こした原因は、軽微な運転誤りによるものであり、安全運転意識の向上により防ぐことができた事故でした。                  公用車などによる出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合や用務先での駐車場の出入りでの安全確認を十分行い、細心の注意を払い運転するよう周知徹底しました。                  すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転を呼びかけるステッカーを貼付するとともに、所属庁舎で開催される交通安全運転講習会には原則全職員参加とし、また、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業にほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（13 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。                  (熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>2 取組の成果</p>	<p>(1) 交通安全研修への全員参加、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加により、交通安全意識の高揚が図られました。                  (松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。                  (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加及び機会あるごとの注意喚起を行ったことにより、交通安全意識の高揚が図られました。                  (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

(4) 交通事故の防止及び法令遵守等の徹底について、機会あるごとに注意を喚起し、なお一層の取組を強化していきます。

(熊野農林商工環境事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 引き続き、所内会議等で公用車の適正管理及び交通事故防止について注意喚起をするとともに、交通安全研修会に全職員を参加させることで事故発生防止に取り組んでいきます。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(2) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。

- ・今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等がないよう室長会議（週 1 回）、課長会議（月 1 回）を通じて周知徹底を図ります。
- ・実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
- ・各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(3) 今後も、継続して機会あるごとの注意喚起を行うとともに、交通安全研修、無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

(4) 公用車等による交通事故を起こさないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で13法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成23年度においては、法人の定期検査や意向の聴取の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>随時、法人からの相談等に応じて、移行手続に関する助言等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>未移行の13法人のうち1法人が公益認定等審議会の審議を終了し、3法人については移行認可申請を審査中です。また、1法人については地縁団体の移行手続を進めています。他の法人についても、移行申請書類を作成中のところが多く、随時、法人からの相談等に応じながら、新法人移行に向けた準備を進めています。(平成24年2月末現在)</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後も引き続き、積極的な情報提供を行うとともに必要な助言等を行い、円滑な新法人への移行を促進していきます。</p>